
第2章 当行設立とその後の発展

第1節 横浜興信銀行の設立

1 設立への努力

七十四銀行整理案の内容

横浜財界はもちろん、一般市民をも混乱の渦に卷込んだ七十四銀行の休業という非常事態は、原富太郎（第二銀行頭取）ら4人の整理相談役を中心とする横浜財界あげての懸命の努力によって、ようやく收拾へと向かうことになった。

大正9年8月24日に発表された、七十四銀行整理案の概要はおよそ次のとおりであった。（同整理案の全文は資料に収録）

- (1) 横浜市内の有志により資本金100万円の新銀行を設立し、その営業の一部として両行の整理事務一切を引受ける。
- (2) 新銀行は、整理完了まで無配当とし、利益を留保して必要に応じ無償で両行の整理勘定に繰入れる。
- (3) 七十四銀行の債務は次の方法で償却する。
 - ① 1口2,500円までの小口預金・無担保債権はこの際全部支払う。また2,500円を超える預金・無担保債権については2,500円宛を支払う。ただし利息はいずれの場合にもつけない。
 - ② 2,500円を超える預金・無担保債権に対しては無利息10か年払いの方法で償却する。償却財源は所有財産の処分、債権取立および運用益をあてる。
 - ③ 担保権付債権者に対しては2年間の担保権執行の猶予と利息放棄の承諾を求める。担保権の執行猶予を承諾しない債権者に対しては担保物権を処分し、不足を生じた元利残額については放棄の承諾を求める。

- (4) 新銀行は政府より1,600万円を低利で10年間貸下げを受ける。またこの貸下げ金の弁済にあてるため、両行の資産全部に優先弁済権を設定することについて両行の預金者および無担保債権者の承諾を求める。
- (5) 新銀行の政府に対する債務については、第二・平沼・左右田・横浜貿易・横浜商業・横浜実業・神奈川・渡辺の各行が連帯保証する。なお横浜若尾銀行は組織変更後に各行と同一の保証債務を負う。
- (6) 新銀行は両行の整理事務を執行するために要する経費の支弁を受け、かつ両行の家屋および什器一切を無償にて使用する以外は両行より何等の報酬も受けない。

承諾書の徴集

この整理案が成立するためには、およそ5万5,000人の預金者と400人の債権者全員の承諾書が必要であった。

市内のみならず全国各地に散在する預金者、債権者の一人一人から承諾書への調印を受けるという気の遠くなるような難事業には、七十四および横浜貯蓄両銀行の行員と「七十四銀行整理後援会」の委員たちがあたった。承諾書の内容がみずからの権利の一部を放棄するというものであっただけに、徴集作業は当初困難をきわめた。しかし預金者によって組織された整理後援会の委員たちの犠牲的な活動は他の預金者の共感を呼び、各地で同趣旨の後援会が成立し、債権者もしだいに協力的になっていった。また、調印を求める承諾書に添付された整理相談役

和議法の制定

七十四・横浜貯蓄両行の整理は5万5,000口の預金者・債権者の一人一人から承諾書を徴求することによって成立をみたが、これは当時の法律ではまったく予想していないう大規模なものであった。破産の適用を何とか免れるためやむをえずとった手段とはいえ、想像を絶する難事であったにちがいない。

ない。こうした経緯は閣議の話題にもなり、多くの同情を呼ぶとともに、強制和議の必要性が痛感される場所となった。そして大正11年に「和議法」が制定をみるに至ったのであり、この整理問題はわが国法制史のうえに大きな足跡を残したものといえよう。

連名による事情説明書には、個人的な取引による支払上の差別を一切認めない旨が明記してあり、この断固として公正を期するという姿勢も整理案への理解を深めた。(承諾書および事情説明書の全文は資料に収録)

こうした努力が実を結んで、大正9年12月23日、ついに全承諾書の徴集が完了した。休業以来7か月にわたる多くの人々の苦闘によって、ここに七十四銀行整理問題は一応の結着をみ、同時に、当行の誕生が約束されたのであった。

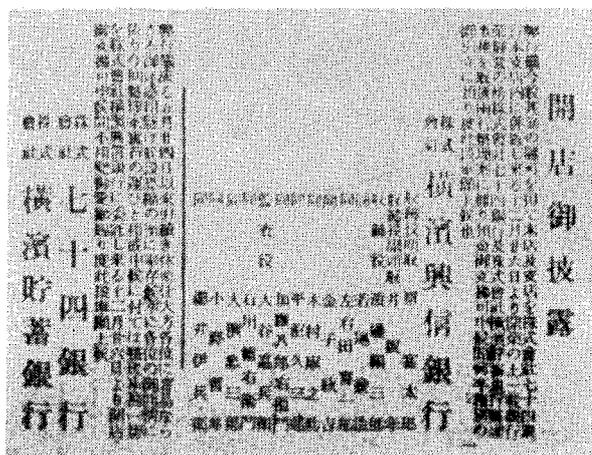
2 重い使命を担って

第1次整理案の眼目のひとつは、七十四および横浜貯蓄両銀行の整理を遂行するための新銀行を横浜財界の力で設立することであった。そこで整理相談役は承諾書徴集の進捗状況をみながら、ほぼそのめどがついた大正9年12月10日、神奈川県庁内において新銀行設立の発起人総会を開いた。つづいて同月15日に設立認可申請書を大蔵大臣に提出し、翌16日設立総会を開いた。さらに17日には七十四および横浜貯蓄両銀行の委任により、両行の整理に関する一切の事務を引受ける旨の契約を締結した。(本契約書全文を資料に収録)

そして12月18日、当局から正式に設立認可があり、20日に設立登記を行い、ここに新銀行の設立をみるに至った。この新銀行が横浜興信銀行、すなわちのちに

横浜銀行と改称した当行である。

12月23日全債権者からの承諾書の徴集を完了し、新銀行はただちに日本銀行から政府貸下げ金1,600万円の融資を受けた。この政府の貸下げ金は、大蔵省預金部資金1,600万円を年利5%で日本銀行に貸付け、日



当行の開業広告(大正9.12.25付 横浜貿易新報)

表 2-1 当行創業時の役員と株主 (大正9年12月)

役員・株主名	役 職	職 業	持 株 数
原 富 太 郎	頭 取	第二銀行頭取	4,100
井 坂 孝	副 頭 取	横浜火災保険社長	200
渡 辺 福 三 郎	取 締 役	渡辺銀行頭取	2,500
左 右 田 喜 一 郎	〃	左右田銀行頭取	2,500
若 尾 幾 造	〃	横浜若尾銀行頭取	2,000
平 沼 久 三 郎	〃	平沼銀行頭取	500
金 子 政 吉	〃	横浜貿易銀行頭取	500
木 村 庫 之 助	〃	横浜商業銀行役員	500
加 藤 八 郎 右 衛 門	〃	神奈川銀行頭取	300
小 野 哲 郎	監 査 役	生糸売込商	1,500
大 谷 嘉 兵 衛	〃	茶売込商	1,500
石 川 徳 右 衛 門	〃	横浜実業銀行頭取	1,000
大 浜 忠 三 郎	〃	洋糸織物引取商	1,000
桜 井 伊 兵 衛	〃		200
渡 沢 義 一		生糸売込商	1,000
上 甲 信 弘		蚕糸貿易商	500
渡 辺 文 七		生糸売込商	200
合 計	株主17名, 役員14名		20,000株

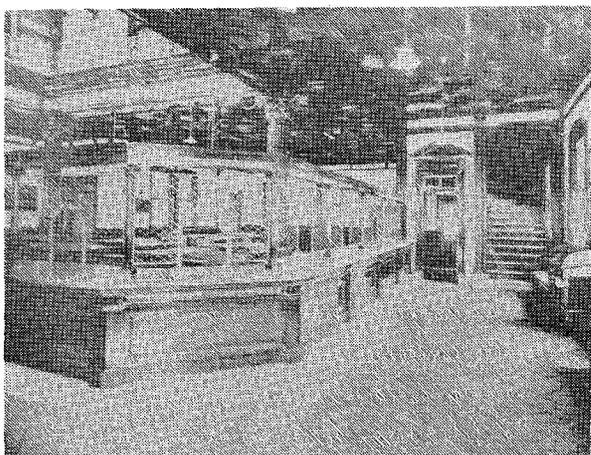
本銀行がこれを年利2%で新銀行に貸付けるというきわめて好意的なものであった。

設立当時の資本金は100万円、うち払込資本金は25万円で、株主には整理相談役の4名をはじめとして、連帯保証に応じた横浜市内本店銀行の各頭取、および有力生糸売込商など17名が名を連ねた。また役員は取締役9名、監査役5名で、初代頭取に原富太郎、副頭取に井坂孝が互選された。

店舗は七十四銀行の全店舗を継承し、横浜市内に本店と元町・神奈川・伊勢佐木町・野毛町・長者町の5支店、さらに東京・高崎・川崎・京都・大阪の各市にそれぞれ支店を設置した。また従業員については七十四および横浜貯蓄両銀行の大半の行員を引継ぎ、70余名の陣容でスタートすることになった。

こうして大正9年12月25日、当行は、七十四および横浜貯蓄両銀行の整理遂行と横浜金融界の安定というまことに重い使命を担って開業したのである。

当行の開業に際し、井上神奈川県知事と大芝群馬県知事は、「当行の設立はたんなる商事会社の設立とみるべきではなく、これはひとつの公共事業であり、設



開業当時の当行本店の営業場

立に参加した人々の義挙である」旨の談話を述べたがこの言葉こそ特殊ないきさつで設立された当行の性格を端的に表わしているものといえよう。

当行の原始定款には、専務取締役以外の役員については無報酬とする規定（第25条）、また繰越金について

は七十四および横浜貯蓄両銀行の整理処分を完了する場合にはその不足を補填するため無償でこれを支出すること、さらにこの支出をなすまでは株主に対して利益の配当をしない（第27条）などの規定があり、公共性の強い救済事業としての立場が明瞭に打出されていた。

このように当行の開業は公共性という面からは高い評価を受けたが、その反面、たんなる七十四銀行の名称変更、または七十四銀行の資産負債をそのまま引継いだ銀行との印象も強く、その前途は必ずしも容易でないことが予想された。

原頭取は「横浜興信銀行を従来のようなプライベートな銀行にたくない。ま

“横浜興信”命名の由来

七十四・横浜貯蓄両行の整理という特殊事情のなかから出発する銀行として何よりも必要なことは、両行の預金者、さらには横浜市民から信頼される銀行となることであつた。その意味から“信を興す”という命名がなされたと推察される。たまたま大正9年が干支でいう庚申かのえざるにあつたことから、その音読みをもじったものとの説が一般的である。“庚”は償いを意味し、

“申”は延びるという意味を持つこともこの説を裏付けているという。

また、当初は「横浜銀行」という案もあつたが、かつて同名の銀行があり、その結末が芳しいものでなかつたため取上げられなかつたとか、ただ「興信銀行」として発足予定であつたが、長野県に同名の銀行があつたため、急遽“横浜”をつけたという話も残っている。

「まったく新しい銀行にしたい」という意向を強く持ち、当時の多くの銀行のような機関銀行的要素を持たない銀行を当初から目指したわけである。

そして、事実当行は原頭取の方針どおり、いかなる特定企業とも特殊なつながりを持つことなく、公共性の強い性格を保ち続けたが、結果的にはこれが幸いし、やがて後年神奈川県下における銀行合同の中心的役割を担うことになった。

3 開業直後の状況

七十四銀行第1次預金払戻しの開始

開業の翌26日、当行はさっそく日本銀行から融資を受けた1,600万円の資金によって、七十四銀行および横浜貯蓄銀行の預金支払を開始した。

予期に反して混乱はみられず、平穩のうちに無事営業を終了し、関係者一同大いに安堵するとともに、ようやく預金の払戻しまでこぎつけた喜びを分かちあった。

払戻しを受けた預金者のなかには、そのうちの何割かを当行の預金に振替える人もあって、多難な一步を踏出した当行を大いに勇気づけた。なお、この1,600万円の預金払戻しは翌10年6月末日までに完了し、両行預金の債務総額は当初の約5,000万円から約2,700万円に減少（700万円は相殺）した。

第1期決算の内容

当行の第1期決算は開業からわずか7日のちの大正9年12月末に行なわれた。期末の総預金高は七十四銀行からの整理資金用としての預け金574万3,000円を含め992万8,000円に達し、順調なすべり出しであった。このような短時日のあいだに、400万円以上の預金を集めえたのは、当行が七十四銀行の預金支払を代行し、預金者の承諾を得た場合には現金支払に代えて当行の預金証書を発行するなど、その支払資金を当行の預金に振替えるよう努めた結果であったが、ここで多くの預金者が当行設立の趣旨を理解し、協力を惜しまなかったことも忘れることはできない。

なかでも、当行設立を含む整理案の成立に尽力してきた七十四銀行整理後援会は、その役目を終えて解散したが、新たに「横浜興信銀行行友会」を結成して、当行を積極的に支援した。

「預金勘定中七十四及横浜貯蓄両銀行ノ預金者ノ当行設立ノ趣旨ヲ諒セラレ其口数ノ約二割其支払高ノ約三割ヲ預入セラレタルヲ見ルハ当銀行ノ欣幸トスル所ナリ」と第1期営業報告書もこれら預金者の協力に対する感謝の念を表わしている。

年が明けて10年1月、日本銀行調査役斎藤虎五郎を当行初代専務取締役として迎えた。斎藤専務取締役は日常業務の指導運営にあたり、以降営業体制はしだいに整備されていった。

第2節 関東大震災の試練

1 関東大震災と当行

反動恐慌後の経済情勢

大正9年の反動恐慌は同年7月ごろからようやく鎮静化に向かった。しかしこのころから世界経済に不況色が強まり、このため輸出の不振が顕著となり、とくにアメリカ市場の不振から生糸輸出額は激減した。翌10年年初も物価は引続き低落傾向を示したが、前年から行なわれた生産制限の効果が徐々に始り、滞貨が減少するに伴って8～9月ごろには商品市況が活況を呈し、いわゆる中間景気を現出した。しかしこれも長くは続かなかった。国内物価の上昇から価格が割高となって輸出が極度の不振に陥り、この年は前年比35%減を記録するとともに、年間を通してほぼ毎月入超という惨澹たるありさまで、金融はまたも逼迫した。

11年2月、借金王といわれた大阪の米穀商石井定七の破綻により中小銀行の取付けが頻発した。さらに11月には京都の日本積善銀行と熊本の九州銀行が突如臨

時休業を発表したことから、ふたたび各地に銀行の取付けが起こり、このため全国で十数行が支払を停止するなど、この年は銀行の取付けに明暮れた。

順調な業容拡大

当行開業直後の数年間は、大正9年の反動恐慌の打撃からわが国経済が立直ることができず、景気は沈滞し中小銀行の経営は悪化して取付けが頻発するなど、厳しい経営環境が続いた。しかしこうした状況のなかで当行は営業体制を整備し、預金者の支援を受けて着実な業容の拡大を図った。

預金高の推移でみると、9年12月末993万円、10年12月末1,807万円、11年12月末2,307万円と順調に増加し、開業後わずか2年にして横浜の普通銀行では左右田銀行に次ぐ預金高となり、横浜における有力銀行の地位を確立した。これは、七十四銀行の営業地盤を引継ぎ、さらに優良取引先の確保に努めた結果であった。

一方資金運用についてみると、11年12月末で貸出額1,123万円、有価証券1,080万円と有価証券への運用が多いことが注目される。これは不況のため資金需要が低迷したという背景もあったと思われるが、とくに七十四銀行と同じ失敗を断じて繰返してはならないという経営陣の固い決意によるものであった。「資金ノ運用ハ特ニ考慮シ貸出ニ就テハ極メテ慎重ニ性質ノ良好ナルモノヲ撰ヒ其余ノ遊資ハ主トシテ国債其他確實ナル有価証券ニ放資シ……」と第2期営業報告書にもあるように、当行は設立時より資金の運用とくに貸出についてきわめて慎重に対応した。このような堅実な方針はそののち当行の行風として定着することになった。

次に利益についてみると、第1期決算は1万9,000円の赤字であったが、第2期以降は黒字に転じた。第3期の10年12月期には17万4,000円の当期利益を計上した。以後当期利益の伸びは必ずしも順調ではなかったが、半期10万円台は確保した。こうして利益面でも比較的早い時期に安定化を達成したのである。

また店舗については11年3月京都支店、12年1月大阪支店を、それぞれ廃止した。この両店舗は七十四銀行の整理遂行という当行の目的にはそわなかったため

とみられる。また当初70余名であった行員数も、業容の拡大とともに増加して、11年末には172名となった。

こうして将来に希望を託して当行が着実にその地歩を固めつつあった矢先、突如として関東大震災が起こったのである。

関東大震災による被害

大正12年9月1日午前11時58分、関東地方一帯に大地震が発生した。

各地で家屋の倒壊、津波の襲来などによる被害が続発したが、地震後に起きた火災によって被害は加重され、死者・行方不明者合わせて14万人、家屋の全壊・焼失合わせて57万戸、罹災世帯69万世帯というわが国災害史上未曾有の大惨事であった。

大正時代の営業案内

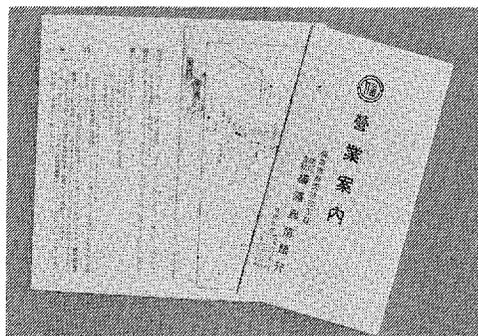
全支店共通の営業案内に加えて当時は支店ごとにも営業案内が作られていた。営業案内といっても交通図・列車時刻表・電報料金表など顧客サービスのページが大部分であり、業務のPRは営業種目・店舗一覧・役員名などわずか2割程度であった。

預金勧誘のキャッチフレーズは「預金者の為の銀行」「この土地の銀行」と古今不変であるが、当行の特色として次の3項目が記され、七十四銀行の整理のために発足した当行の姿を如実に物語っている。

- (1) 当行は政府及日本銀行の援助により成立したる関係上、日本銀行から嚴重なる御監督を受けて居ります。
- (2) 当行は七十四、横浜貯蓄両銀行の整理が完了するまで無配当とし株主に配

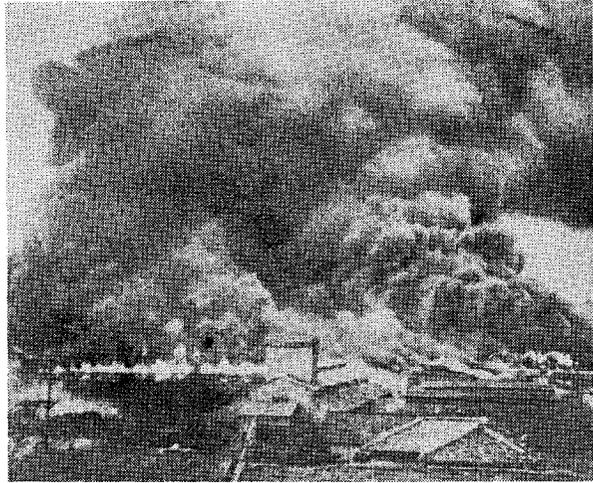
当し得べき利益金の全部は之を積立置きて必要に応じ無償にて両行整理に充てることになって居ます。

- (3) 当行は営利銀行と謂うよりはむしろ社会的事業として成立したのですから仁俠愛郷の御精神にて此銀行を利用して下さい。



創業当時の営業案内

災害の地域は神奈川・東京・千葉・静岡など1府6県に及んだが、とくに神奈川・東京の被害は甚大であった。神奈川県はほぼ全県にわたって被害を受けたが、なかでも横浜の被害が大きく、横浜市の中心はほとんど壊滅状態となった。横浜市の震災当時の戸数9万9,840戸のうち、震災後の



燃えさかる神奈川台町方面（横浜市広報課所蔵）

残存戸数はわずかに4,957戸で、実に95%の家屋が被害をこうむったといわれる。また、死者約2万3,000名は当時の市の人口の5.4%にあたり、絶対数では一番多かった東京府の人口比率2.8%を大きく上回り、横浜市の被害は最もひどいものであった。

当行の受けた被害もまた甚大であった。本店および市内の5店舗（元町・神奈川・伊勢佐木町・野毛町・長者町）全部と東京支店は灰燼に帰し、災禍を免れたのはわずかに川崎と高崎の2店舗のみであり、さらに行員2名が死亡するという不幸もあった。しかし本店金庫が焼失を免れ、現金および有価証券、計表類などが無事だったことは幸運であったといわねばならない。

一方、市内の各銀行本支店も当行と同様多大の損害をこうむった。震災当時横浜には本店19、支店23、合計42の店舗があったが、これらはほとんど灰燼に帰したといわれている。なかでも本店銀行の受けた打撃は大きかった。当時横浜における最大の本店銀行であった左右田銀行は、東京・横浜の10店舗のうち9店舗を焼失した。このような物的損失に加え、左右田銀行は震災後に起きた中小銀行に対する預金取付けの渦中に巻き込まれ、激しい預金の引出しにあった。この結果、震災当日の預金高3,486万円が翌10月末には2,308万円に減じ、さらに12月末には1,766万円とわずか4か月のあいだにほぼ半減するに至ったのである。また有力

銀行のひとつであった第二銀行も、その主要取引先である原合名会社が多くの焼失生糸をかかえ、資金繰りが悪化したことから、多大の影響を受けざるをえなかった。その他の本店銀行も同じような状況で、とくに各行とも震災による債務者の死亡、行方不明、または担保品の焼失や値下がりなどにより債権内容の悪化に苦しむことになった。

一方、政府はこの非常事態に際し、9月2日緊急勅令をもって震災地域に戒厳令をしき、7日には治安維持令を発して人心の動揺を防ぐことに努めた。また最も緊急を要した銀行の営業再開にあたっては、支払延期令（モラトリアム）を施行して銀行預金の引出しに伴う混乱を予防するとともに、日本銀行も貸出限度の撤廃、担保品の拡張などによりできる限りの援助を与えることを公表した。こうして「焼失ヲ免レタル日本興業、横浜正金、台湾、日本勸業、三菱、住友、六行ガ九月八日ヨリ開店セルヲ始メトシ同月十七、八日頃迄ニハ東京組合銀行殆ソド全部ノ開店ヲ見、横浜ニ於テモ三井其他ノ支店銀行ハ二十五日ヨリ地元銀行ハ二十八日ヨリ開店ノ運ビ」（日本金融史資料）となった。

当行は焼失を免れた川崎支店で営業再開の準備を整えたが、開業まもない時期に9店舗のうち7店舗を失った痛手は致命的であり、従業員の半数以上を整理せざるをえなかった。こうした状況のなかで川崎支店を9月14日に、同店とともに災禍を免れた高崎支店を15日に再開する一方、本店を南仲通から弁天通に移して



大震災後の弁天通りに急造された仮本店の営業室

ここに仮営業所を建築した。そして9月28日他の地元銀行とともに営業を再開した。開店に際しては支払延期令の施行もあって予期したほどの混乱はみられず、また預金も一時的に減少をみたが、やがて回復に向かい、同年末の預金高は2,095万2,000円と6月末比

約300万円、12.6%の減少にとどまった。

一方、震災地救援義捐金の一部として寄贈された30余万円を罹災者生業復興資金にあてることを決めた横浜市は、これを当行に寄託したので、当行はこれに自己資金60余万円を加えて貸付総額108万円とし、1世帯1,000円を限度として返済期間1年間の無担保貸出を行なった。

この貸出は貸付枠限度いっぱい利用され、罹災した横浜市民の救済にいささかの貢献を果たし、市民の信望を博した。こうして、当行は最初の試練を克服したのである。

2 大震災後の横浜の経済

商工業等の被害状況

関東大震災はわが国政治経済の中枢部を直撃したが、なかでも最も大きな痛手を受けたのが横浜であった。震災による被害はあらゆる方面に及び、その経済活動は一時麻痺状態に陥った。

まず工業についてみると、職工数20人以上の工場の被害額は6,200万円に及び、このうち56%が機械器具および化学のいわゆる重化学工業部門であった。第一次世界大戦時から戦後にかけて横浜工業の中核となった重化学工業はその後この打撃から容易に立直ることができなかつた。また、全工場の推定被害額は2億円にのぼり、これは前年1年間の総生産額を大幅に上回るものであった。この結果、10年当時の工場数3,033は12年には970に、同じく職工数は2万9,000人から1万4,000人に、また生産額は1億6,300万円から8,500万円へといずれ

表 2-2 横浜の工業

年 末	工場数	職工数(人)	生産額 (百万円)	生産指数
大正 8	1,732	35,511	240	100.0
9	1,706	33,065	199	78.7
10	3,033	29,068	163	84.1
11	…	…	143	73.2
12	970	14,302	85	42.6
13	3,495	20,914	91	45.6
14	5,796	23,212	136	71.2
昭和 1	5,551	24,818	129	76.4

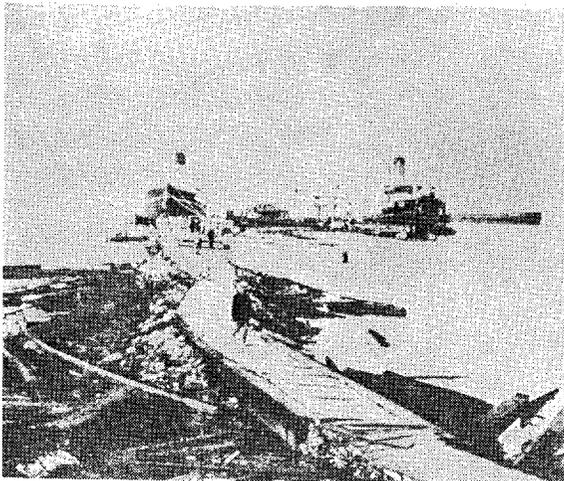
資料出所 「横浜市史」

注 工場数、職工数は大正9年までは職工3人以上の工場についてのもの、以後は一部に3人未満の工場をも含む

も半減するに至った。

次に商業も、貿易業1億4,400万円、国内商業4億2,800万円、計5億7,200万円という巨額の被害をこうむった。開港以来60余年、営々として生糸貿易を足場に築きあげてきた地位と資産のほとんどを一瞬にして失ったのである。なかでも横浜港の花——生糸貿易業は1億円近い被害を出した。さらに、横浜経済の生命線である横浜港の港湾設備は「繫船岸壁総延長1,100間のうち、やっともとのままのものわずか229間でそのほかは全部崩落、大棧橋272間のうち前方の両側拡築部202間を残してことごとく破壊、倉庫上屋の8割が被害を受け」（横浜市史）たため壊滅状態に近く、港湾の機能を一時停止せざるをえなかった。この影響で同年の横浜港の貿易額は前年比24%減の11億8,400万円に落込み、一方災害を受けなかった神戸港は前年比20%増の13億6,500万円を記録し、初めて横浜港は神戸港の後塵を拝することになった。

また人口についてみると、大正11年の44万人が12年末には35万人へと激減した。13年にはやや回復して38万人となりさらに14年には41万人へと増加したが、なお震災前の水準までは回復しなかった。



震災直後の横浜港棧橋（神奈川の写真誌）

表 2-3 横浜市商業の震災被害額
（単位：戸、百万円）

業 種	戸 数	被害額
(1)貿易業	—	144
内	（蚕糸）	98
	（絹物）	21
	（綿布）	8
(2)内国商業	15,185	428
内	（白米）	987
	（飲食）	2,360
	（酒類）	935
	（雑貨）	874
	（薪炭）	1,240
	（運送・回漕）	260
合 計		572

資料出所 「横浜市史」

生糸輸出二港問題

大正13年に入ると、横浜市の復興計画が軌道に乗り、復興事業は進捗して震災によって破壊された諸施設も相当程度復旧した。このため、震災により横浜から神戸に移住した多くの内外貿易業者も「各種復興施設成ルニ順ヒ追々復帰シ就中輸出絹織物取引ハ災後従来ノ地位ヲ転換シテ殆ソド神戸市場ノ独占スル所トナリタリシガ本期（大正13年下期）ニ入り印度商館其他内外商ノ復帰スルモノ相踵ギ売込商等ノ之ニ附随シテ当地ニ引揚グルモノ亦少ナカラザルヲ以テ漸次災前ノ状況ニ復ラントソツツ」（当行第9期営業報告書）あった。

しかし、ここに横浜港の将来に重大な影響を及ぼす、神戸港による生糸輸出の取扱い開始、すなわち生糸輸出二港問題がもちあがった。

関東大震災以前には、横浜港はわが国の生糸貿易を独占し、絹織物輸出についてもゆるぎない首位の座を確保していた。しかし、大正時代に入って神戸港からの生糸輸出を望む声が高まり、11年神戸生糸輸出促進同盟会が結成され、生糸輸出の体制整備を図っていた。一方関東大震災により横浜港からの輸出が一時途絶えたあいだ、神戸港から生糸の応急的輸出が行なわれたが、この好機を逃さず神戸市をあげて同港を生糸輸出港とするための行動を開始した。

こうした神戸側の動きに対し、横浜では原富太郎、井坂孝などが中心となって、各方面に一港主義を主張して理解を求め、神戸港の生糸輸出取扱いの阻止を図り、横浜正金銀行も神戸において行なっていた生糸担保の貸出を停止した。これ

に対し神戸側は地元銀行による生糸金融の途を開き、

生糸輸出をバックアップする体制を整えた。こうして神戸港は生糸輸出の体制を整備しながら確実に取扱い実績を増し、既成事実によって二港問題に決着をつけたのであった。

輸出港別生糸輸出額(玉糸を含む)

表 2-4 (単位：百万円、%)

暦年	全 国	横 浜	神 戸		
			シ ョ ア	シ ョ ア	
大正13	685	597	87.1	88	12.9
14	880	736	83.7	144	16.3
昭和1	734	601	81.9	133	18.1
2	742	585	78.8	158	21.2
3	733	552	75.2	182	24.8
4	784	576	73.4	208	26.6
5	419	293	69.8	126	30.2
6	357	252	70.6	105	29.4

資料出所 「横浜市史」

表 2-5 輸出港別絹織物輸出額 (単位：百万円，%)

暦年	全 国	横 浜	神 戸		
			シ ョ ア	シ ョ ア	シ ョ ア
大正10	90	81	89.8	6	6.8
11	108	98	90.3	9	8.2
12	92	53	57.8	34	37.3
13	126	10	8.3	114	90.3
14	117	41	34.8	75	63.7
昭和1	133	46	34.9	85	63.8
2	140	48	34.3	90	64.5
3	134	54	40.3	74	55.4
4	150	58	38.8	82	54.8
5	101	31	30.7	64	63.4
6	83	23	27.8	54	65.0

資料出所 「横浜市史」

この生糸輸出二港体制の出現は、横浜港に大きな影響を与えた。まず生糸輸出について金額ベースでみると、12年横浜港89%、神戸港11%の割合であったが、以後横浜港のシェアダウンは年々進行し、優位は変わらなかったものの、独占的地位はしだいに後退していった。

一方絹織物輸出についてはそのシェアダウンは、一層顕著であった。震災前の横浜港における絹織物輸出額は、わが国絹織物輸出額の約90%を占め、神戸港は10%にも満たなかった。ところが震災後の13年に両港の立場が逆転したのをきっかけに、以後横浜側の必死の巻返しにもかかわらず横浜港のシェアはほぼ30%台に定着し、神戸港の優位をくつがえすことはできなかった。

こうして横浜港は関東大震災後には生糸、絹織物という主要輸出商品の取扱いでかつての独占的な地位を失い、この結果わが国貿易港としての首位の座を守り

焼失生糸の善後処理

震災後の横浜財界にとって、二港問題と並ぶ大きな問題は震災で焼失した生糸の損失負担の問題であった。焼失した生糸は約5万5,000梱、金額にして6,000万円を超える巨額なものであり、加えて生糸の所在・保管の態様が多岐に及んでいたことが問題をより複雑にしていた。たとえば焼失生糸の約6割が問屋または銀行の保管でありながら所有権は製糸家にあたり、売買決定

前の生糸が高慣習によって品質検査のためすでに輸出商の倉庫に入っていたりといった状況であった。こうして製糸家・問屋・輸出商の利害が衝突して妥協が成立せず、やむなく大日本蚕糸会の有力者の裁定によって負担割合が決められ、これに基づいて支払協定が成立し、一年あまりを経過して決着をみることになった。

切ることは困難となった。

この二港問題の背景には、わが国の産業構造の変化があったことも見逃すことができない。すなわち第一次大戦後、わが国の産業資本は徐々に資本蓄積を増し、商業資本の支配から脱却しつつあった。生糸輸出においても問屋の金融力が鈍化する一方、製糸家など産業資本が伸長して両者の力関係は逆転しようとしていた。製糸家みずからが国内販売を行なうばかりか、直接貿易に乗出そうとする意図さえ持つ時代が到来していたのである。そしてその決着としての二港体制の出現も、また日本経済が工業主軸へと転換する歴史的必然によるものであった。

3 大正時代の銀行業の動向

銀行合同の動向

第一次世界大戦勃発後のわが国経済の飛躍的發展は、銀行の規模拡大をうながした。各銀行は主として増資による充実・拡大を図り、ことに大正4年から8年

表 2-6 普通銀行および貯蓄銀行数の推移

年 末	成立(新設・転業等による増加数)			消滅(廃業・解散・合併・転業等による減少数)			銀 行 数		
	普通銀行	貯蓄銀行	合 計	普通銀行	貯蓄銀行	合 計	普通銀行	貯蓄銀行	合 計
大正 1	25	11	36	19	10	29	1,621	479	2,100
2	21	12	33	26	2	28	1,616	489	2,105
3	15	21	36	36	2	38	1,595	508	2,103
4	8	159	167	161	10	171	1,442	657	2,099
5	16	24	40	31	17	48	1,427	664	2,091
6	16	13	29	45	13	58	1,398	664	2,062
7	19	10	29	39	13	52	1,378	661	2,039
8	32	22	54	66	26	92	1,344	657	2,001
9	42	31	73	60	27	87	1,326	661	1,987
10	53	32	85	48	57	105	1,331	636	1,967
11	527	8	535	59	532	591	1,799	146	1,945
12	3	—	3	101	7	108	1,701	139	1,840
13	9	1	10	81	4	85	1,629	136	1,765
14	14	—	14	106	3	109	1,537	133	1,670
昭和 1	16	—	16	133	9	142	1,420	124	1,544

資料出所 「日本金融史資料」

表 2-7 払込資本金の推移

年 末	普 通 銀 行		貯 蓄 銀 行	
	総 額	一行当 たり払込金	総 額	一行当 たり払込金
明治35	258百万円	140千円	16百万円	37千円
大正1	369	228	50	105
8	707	528	221	337
昭和1	1,484	1,047	41	331

資料出所 「明治以降本邦主要経済統計」

にかけてはいわゆる“普通銀行の増資時代”を現出した。この間に491行が増資を行なって、普通銀行の払込資本金総額は1.9倍に、また一行当たり平均払込資本金は2.3倍に増大した。

しかし9年に反動恐慌に見舞われて以降、経済は一転不況となり、銀行経営も悪化したうえさらに関東大震災によって追打ちをかけられ、中小銀行の破綻が相次ぐ情勢となった。こうした事態に対応して政府は本格的な銀行の合同勧奨に乗出し、地方的合同の促進を方針として地方長官を督励する一方、手形交換所・特殊銀行支店などをも通じて推進を図った。このため徐々にその成果は出て、わが国銀行界は合同の時代を迎えるに至った。

ちなみに大正9年から昭和元年にかけて消滅した普通銀行は588行あったが、そのうち395行が合同によるものであった。

銀行制度の整備改善

銀行の健全化を意図して大正時代には、次のような制度の改善・整備が行なわれた。

<預金協定の成立> 不健全な預金競争を抑制する趣旨のもとに、大正7年12月、東京をはじめ大都市の銀行間で預金協定が成立し、漸次各地へ普及した。これは、採算を無視した預金獲得競争が放漫な貸出に及んでいる実態を改善するため、預金利率の最高限を定めたものであった。この協定の成立に伴い取引先との利率駆引きは解消したものの、一方では預金の一人一行主義、信用ある銀行への預金集中が進むことになり、結果として中小銀行の合同が促進された。

<貯蓄銀行法の制定> 政府は貯蓄銀行の健全化を目指して、たびたび貯蓄銀行条例の改正を行ってきたが抜本的な改善には至らず、依然として経営内容の

不健全なものが多かった。ことに9年の反動恐慌の際多くの貯蓄銀行が休業したことから、厳重な規制を加えることの必要性を認識し、10年4月貯蓄銀行法の制定に至った。貯蓄銀行法は業務範囲の限定・担保供託割合の増加・資金運用方法の制限・預け金および手形買入の制限など、かなり厳しい制約を定めたものであったため、貯蓄銀行が従来のように特定の普通銀行の資金吸収機関として存在することは不可能となった。このため普通銀行へ転換するものが続出し、11年1年間でその数515行を数え、貯蓄銀行数は636行から146行へと激減した。

〈金融制度調査会の設置—銀行法制定へ〉 9年の反動恐慌、12年の関東大震災の打撃から経営が悪化する中小銀行に対して、政府は条例改正によって合同を勧奨する一方、預金協定の遵守、減配の勧奨などの通告を発してその改善に努めたが、経営悪化の趨勢は止め切れなかった。こうした状況のなかで政府は金融制度全般の改革を意図して、15年金融制度調査会を設置した。当初は調査事項も多方面にわたっていたが、審議が進むにつれ普通銀行制度の抜本的改善がその主眼となった。そして普通銀行制度に関する特別委員会は、最低資本金の設定、大口貸出の制限、役員の兼業禁止、法定準備金の引上げなどを骨子とした19項目にわたる改善を答申した。政府はこれに基づいて銀行法および同施行細則案を国会に提出、昭和2年に成立をみて翌3年1月から施行される運びとなった。

県下銀行の動向

大正元年末の神奈川県下の本店銀行は62行であった。その内訳は特殊銀行が横浜正金・神奈川県農工銀行の2行、普通銀行が第二・横浜七十四・茂木・左右田

表 2-8 県下の銀行数と資本金 (単位：千円)

年 末	銀 行 数				払 込 資 本 金			
	特 殊	普 通	貯 蓄	合 計	特 殊	普 通	貯 蓄	合 計
大正 1	2	24	36	62	30,700	8,219	3,265	42,184
5	2	23	34	59	31,000	9,987	3,787	44,774
10	2	45	5	52	102,000	20,035	901	122,936
昭和 1	2	36	2	40	103,500	22,656	972	127,128

資料出所 「銀行総覧」

など24行、貯蓄銀行が横浜貯蓄・左右田貯蓄・平塚など36行であった。しかし大正9年以降の全国的な銀行合同の波に乗って、県下でも激しい合同・転換の動きがあり、昭和元年(大正15年)末には40行に減少した。この動きのなかで注目される点は貯蓄銀行の激減であった。9年末には31行あった貯蓄銀行は、翌10年の都南貯蓄銀行への大合同によりわずか5行となり、さらに昭和元年にはこの都南貯蓄と休業中の横浜貯蓄の2行を残すのみとなった。

この間、払込資本金にもかなりの変化がみられた。大正年間に県下銀行の資本金額は4,200万円から1億2,700万円に増加したが、横浜正金銀行がその7割強を占めていたことを考えると県下の普通・貯蓄銀行の伸びは全国平均をかなり下回っていたといえる。普通銀行一行当たりの払込資本金を全国ベースと比較してみると、全国平均が22万円から105万円に増加したのに対し、県下平均は34万円から63万円となったにすぎず、貯蓄銀行から普通銀行への転換が多数あったという事実を割引いてもなお資本充実の割合は低かったことを示している。ちなみに昭和元年末の払込資本金100万円以上の県下普通銀行は七十四(500万円)、左右田(250万円)、渡辺(200万円)、第二(150万円)、関東(135万円)の5行にすぎなかった。

県下の銀行合同

神奈川県下の銀行合同は、大正6年12月大磯銀行が吾妻銀行を合併したのがそのはしりであった。次いで翌7年8月七十四銀行と茂木銀行が合併した。これは県下最大の合併ではあったが、茂木合名の機関銀行であった茂木銀行の実質的強化を意図したものであり、他の合同とは趣を異にしていた。

9年の反動恐慌により、七十四銀行が休業したのをはじめとして県内各銀行とも激しく動揺し、10年以降合同の動きが慌しくなった。同年中に3行が県外銀行に合併されて解散したほか、川崎共立銀行と横須賀商業銀行が合併して共信銀行となった。

県下貯蓄銀行の大合同が行なわれたのもこの年であった。貯蓄銀行法の制定に加え、政府の強い勧奨もあったため、県商工課が中心となって懸命の工作を続け、

最終的には31貯蓄銀行中25行と普通銀行4行が加わって都南貯蓄銀行が設立されるに至った。しかしこの25行の貯蓄銀行はすべて普通銀行を兼営するものであり、その多くが合同後残された普通銀行業務をもって普通銀行への転換を行なったため、普通銀行数の急増をもたらす結果となった。

そして翌11年、12年と各3行が合併により解散したが、このうち12年の桜井共益・酒田・共洽3行の松田銀行への合同は、いずれも足柄上郡の銀行であり、規模こそ小さい銀行であったが、地方的合同という意味ではその先駆けをなすものであった。さらに翌13年には全国的に有名となった地方的合同が足柄下郡で実現したのである。合同に参加したのは小田原・小田原通商・曾我・国府津の4行であり、合併して小田原実業銀行を設立した。しかし、この合同は各行の経営悪化が促したもので、県西部最大の預金高550万円を誇った小田原実業銀行も翌14年9月から休業に入り、昭和2年7月に新設の明和銀行に財産を引継いで解散している。

このように県下の地方的合同は県西部においてみられたものの、金融の中心である横浜においては皆無であった。当時の横浜の有力銀行としては、当行・第二・左右田・渡辺があり、それぞれ合同の中核となりうる規模ではあったものの、第二銀行は原合名の機関銀行であり、左右田銀行は大震災の打撃から立上られず苦悩の最中にあり、渡辺銀行は同族経営のため閉鎖的性格が強く、また当行は設

表 2-9 大正末期の県下の普通銀行

大正年間存続した銀行	貯蓄銀行から転換した銀行	大正年間の新設銀行
第二(七十四) 誠資 横浜商業 左右田 横浜貿易 横浜若尾 東陽 平沼 渡辺(相模実業) 川村 石橋(共信) 関東	(戸部)(横浜)(元町) (上信) 江陽 相模 秦野 松田 平塚 伊勢原 鎌倉 金田興業 戸塚 大師 足柄農商 瀬谷	横浜興信 関東興信 小田原実業 (岡丸)(玉川)
()は大正年間に名称変更した銀行		()は他府県からの移転
15	16	5

資料出所 「銀行総覧」

注 1 上記のほか特殊銀行として横浜正金・神奈川県農工、貯蓄銀行として横浜貯蓄(休業中)・都南貯蓄(大正10年設立)の各行がある

2 上記のうち七十四・誠資・東陽・石橋・共信・関東・戸部・小田原実業・岡丸の各行は休業中

県下の主要普通銀行・貯蓄銀行の預貸金

表 2-10 (昭和元年12月末) (単位：千円)

	行 名	払込資本金	預 金 高	貸 出 高
普通銀行	横 浜 興 信	250	40,389	29,546
	第 二	1,500	18,672	25,758
	左 右 田	2,500	21,666	23,398
	渡 辺	2,000	12,036	8,386
	関 東	1,350	2,035	1,359
	関 東 興 信	250	3,296	1,713
	小田原実業	900	4,005	6,023
	平 沼	750	2,296	2,191
	横 浜 若 尾	500	2,700	12,061
	鎌 倉	475	4,809	4,166
貯蓄銀行	都 南 貯 蓄	500	3,052	654

資料出所 「神奈川地方金融史概説」

立後日が浅く、まだ内部体制充実の時期にあるなど、いずれもその適性を欠いていたためであった。

こうして当行は大正時代の合同では流れの外にあったが、この間関東銀行の整理とこれに伴う関東興信銀行の設立に対して強力な援助を行なった。関東銀行は明治43年1月に設立され、藤沢を中心に三浦半島一帯

に営業地盤を築いていたが、関東大震災による被災とその後の預金引出しによって資産内容が悪化したため資金繰りも逼迫し、大正13年11月から休業に入っていた。県内有力銀行のひとつであった関東銀行の休業を憂慮した時の県知事から、その整理につき当行井坂副頭取に委嘱があり、また大蔵省・日本銀行の要請もあってその整理を当行が全面的に支援することになった。井坂副頭取を中心に整理案の作成と関係筋の了解工作がすすめられ、大正14年12月整理案に基づいて新銀行——関東興信銀行が設立されたのである。

こうして当行は県下金融界の安定に尽力するとともに、業容拡大にも努め、昭和元年末には預金高4,039万円で県下第1位の座につき、県内のリーダーバンクとしての地位を築きつつあった。

第3節 昭和初期の金融恐慌と当行の合同

1 金融恐慌前後の経済・金融情勢

金融恐慌前の経済情勢

第一次世界大戦が終わった翌年の大正8年以降、わが国の貿易収支は赤字に転じていた。これは国内の物価騰貴によりわが国の輸出製品の国際競争力が弱まったためであったが、さらに12年の関東大震災ののちは震災復興物資の輸入増大という一時的要素も加わって、12～13年は連続して大幅な入超を記録した。このため、それまで比較的安定していたわが国の為替相場は、13年に入ると動揺し始め、とくに13年10月から14年2月にかけては100円につき38ドル半、すなわち平価（100円につき49.845ドル）に対し23%安の相場となった。

こうした厳しい事態に直面して、政府は14年1月から在外正貨の払下げを行ない、さらに同年9月から15年2月にかけて内地正貨の現送を開始した。

このような政府の為替相場維持政策に加え、金解禁を見越した円の思惑買いもあって、やがてわが国の為替相場は高騰に転じた。

しかし金の現送によって為替相場を回復させようとしたことは、当然国内物価

対米為替相場の変動

(100円に対する相場)

年	対米為替相場 (100円に対する)
大正12年末	48.682
13	38.500
14	42.940
昭和1	48.750

資料出所 「日本金融史資料」

表 2-12 貿易(外)収支と正貨在高 (単位：百万円)

暦年	貿易収支			貿易外 經常収支	正貨在高
	輸出	輸入	差引		
大正10	1,253	1,614	△ 361	195	2,080
11	1,637	1,890	△ 253	155	1,830
12	1,448	1,982	△ 534	170	1,653
13	1,807	2,453	△ 646	164	1,501
14	2,306	2,573	△ 267	155	1,413
昭和1	2,045	2,377	△ 332	140	1,357
2	1,992	2,179	△ 187	148	1,273
3	1,972	2,196	△ 224	162	1,199
4	2,149	2,216	△ 67	188	
5	1,470	1,546	△ 76	133	
6	1,147	1,236	△ 89	84	

資料出所 「明治以降本邦主要経済統計」

注 台湾・朝鮮の貿易は含まず

の低落を招き、信用は収縮し産業界の動揺を一層強めた。

このようにわが国の経済は、大正9年の反動恐慌以来慢性的な不況のもとで、国際収支の逆調と為替相場の激しい変動に苦しみ、しだいに経済・金融情勢は動揺の度を深めていった。

震災手形処理問題から金融恐慌へ

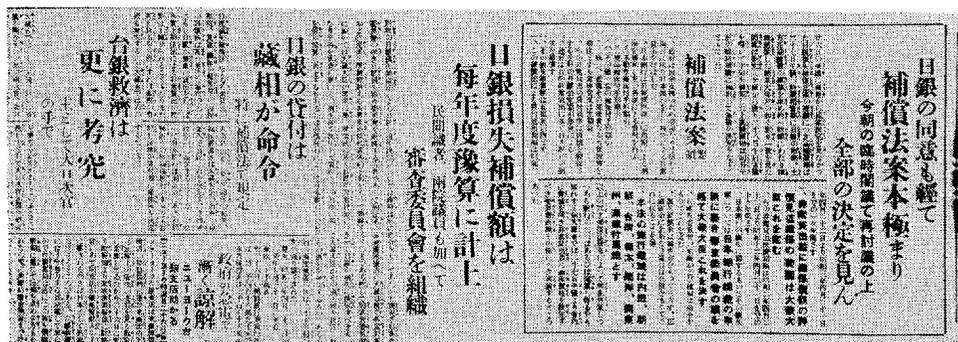
金融恐慌勃発の直接の引金となったのは震災手形の善後処理であった。震災手形とは、大正12年9月の関東大震災直後、震災によって生じた経済界の困難を緩和するため、政府が保証して日本銀行に再割引させた被災地関係の手形のことです。その金額は4億3,000万円、被融通銀行は96行にも達していた。

これを本店所在地の府県別にみると、東京府（45行）と神奈川県（15行）で全体の63%を占め、その他の県は数行ずつにとどまっていた。

その決済期限は当初14年9月30日であったが、これらの震災手形には震災以前から経営が悪化していた企業の不良手形もかなり含まれていたため決済が進まず、1年ずつ2回延長されて最終期限は昭和2年9月末日となった。

一方、わが国は大正6年に金輸出を禁止し金本位制を離脱していたが、第一次世界大戦後の世界の趨勢は金本位制への復帰であり、このためわが国においても金解禁の是非について多くの論議を呼ぶようになった。とくに13年に為替相場が動揺、下落したことから、金解禁を迫る声は輸出産業を中心に一層強まった。

こうした情勢のなかで、大正15年9月若槻内閣の大蔵大臣に就任した片岡直温



震災手形の損失補償（昭和 2.4.28付 東京朝日新聞）

は、金解禁の準備としてまず財界の整理を促進する方針を固め、“財界のがん”といわれた震災手形の整理にとりかかった。

昭和2年1月、若槻内閣は震災手形を整理するため、「震災手形損失補償公債法案」と「震災手形善後処理法案」を議会に提出した。この2法案は最終的には無修正で議会を通過したが、審議の過程において震災手形所持銀行の内容が問題化した。とくに震災手形の未決済残高2億700万円のうち1億円が台湾銀行分であったことから、この2法案は、台湾銀行および同行と密接な関係にあり震災手形の大口債務者でもあった鈴木商店を救済するためのものではないかとの疑惑を呼び、国費をもって一部の政商を利するものとの激しい非難も出るに至った。審議が難航するに伴い、震災手形所持銀行名がしだいに明らかにされて、これらの銀行に対する不安が高まった。そしてこのころから預金の緩慢な取付けが始まっ

表 2-13

県下の震災手形割引依頼銀行と未決済高

(単位：千円)

銀行名	震災手形総額	未 決 済 高		
		大正13年11月末	14年11月末	昭和元年12月末
第 二	9,299	8,752	7,685	7,685
左 右 田	8,017	6,349	5,726	5,430
横 浜 興 信	1,152	0	0	0
関 東 東	1,103	1,028	1,026	937
横 浜 若 尾	1,014	1,014	1,014	1,014
平 沼	591	410	399	329
渡 辺	397	390	386	285
小 田 原	355	330	小田原実業銀行に合併	
共 信	293	247	249	224
国 府 津	204	204	小田原実業銀行に合併	
小 田 原 通 商	125	120	小田原実業銀行に合併	
横 浜 貿 易	80	15	10	0
横 浜 商 業	65	49	31	8
横 浜	48	37	37	24
元 町	31	31	31	31
小 田 原 実 業			497	475
小 計 (A)	22,774	18,976	17,091	16,442
全 国 総 計 (B)	430,816	275,677	233,359	206,800
(A)/(B) (%)	5.3	6.9	7.3	8.0

資料出所 「日本金融史資料」

た。

こうして日増しに動揺がひろがっていた矢先、昭和2年3月14日の議会で、片岡蔵相が東京渡辺銀行の破綻を公言するという有名な“失言”事件が起こり、翌15日東京渡辺銀行と同系のあかぢ貯蓄銀行が休業した。両行の休業は金融界に多大の衝撃を与え、このため各銀行は警戒を厳しくして、コールの回収も目立ち始めた。さらに19日東京の中井銀行が休業すると、京浜地方を中心に各地で預金の取付けが頻発するに至り、わが国金融史上空前絶後といわれる大規模な金融恐慌へと発展したのである。

金融恐慌の経過

中井銀行の休業によって預金者の動揺は決定的となった。震災手形所持銀行として疑惑をもたれていた東京の八十四銀行・中沢銀行・村井銀行と横浜の左右田銀行に対しては、とくに激しい預金の取付けが集中した。このため昭和2年3月22日これら4行も休業に入り、これ以後、預金取付けは東京、横浜を中心に、各地の多数の銀行に波及した。横浜においては「左右田ノ休業ニ因リ、第二、横浜興信、渡辺、平沼、横浜若尾、日本昼夜支等ニ預金者稍々動き都南貯蓄、預金取付け最モ甚シク神奈川県ノ郡部地方ニテモ預金引出シヲ受クルモノ続出シ」(日本金融史資料)という状況であった。しかしすでに21日に日本銀行は非常貸出方針を決定してこれを開始するとともに、23日には震災手形関係2法案が付帯条件付きで貴族院を通過したことから、同日をもって金融界の動揺はひとまず鎮静化した。しかし金融恐慌はこれで終わったのではなかった。

震災手形関係2法案の審議によって信用を失墜した台湾銀行は、自行整理の必要から同月27日鈴木商店に対する貸出を中止した。このため鈴木商店は資金繰りに窮して、4月5日内外市場における一切の新規取引を一時中止することを発表した。こうした鈴木商店の窮状は、当然台湾銀行に対する不安を呼び、台湾銀行にコールを放出していた各行は急速にコールの回収に踏切った。

こうして台湾銀行に危機が迫っていた最中の4月8日に、鈴木商店を大株主とする神戸の六十五銀行が臨時休業し、このため神戸では一流銀行に対してまで取

付けが起こった。株式市場は恐慌相場を呈し、波紋は関西一帯から中国地方にまでも広がって、金融恐慌は第二段階を迎えた。

一方コールを回収された台湾銀行は、資金繰りに窮して日本銀行に援助を求めたが、日本銀行は4月9日、政府に対してこれ以上の台湾銀行への貸出には政府の保証がなければ応じられない旨を申し入れた。政府はこれに応ずるため日本銀行特別融通及損失補償令を立案し枢密院に諮詢したが、17日の枢密院本会議はこの緊急勅令案を否決した。翌18日台湾銀行と近江銀行が休業に入り、若槻内閣も総辞職へと追込まれた。これを機に金融恐慌は第三段階へと突入し、21日宮内省本金庫として信用厚かった十五銀行が休業を発表するに及んで、頂点に達した。全国の銀行は翌22、23日の両日一斉に休業し、政府の対策を待つことになった。

4月20日に成立した田中内閣は、即日3週間の支払延期令（モラトリアム）を布くこと、臨時議会を召集して預金者および銀行業者を救済する対策を提案する旨を発表した。そして22日には緊急勅令をもって支払延期令が公布され、ようやく人心の動揺はおさまり、さしもの金融恐慌も収束するに至った。

政府は金融恐慌の善後策として、臨時議会に「日本銀行特別融通及損失補償法」および「台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律」を提出し、いずれも成立した。この2法案の成立により金融恐慌中に休業した銀行の整理が図られた。台湾銀行は多額の債務免除と日本銀行からの借入れにより再建に向かうこととなり、十五銀行は単独整理を行ない、近江銀行は村井・中井・中沢・八十四の4行と合併して新たに昭和銀行を設立、さらに左右田銀行は当行と合同することになった。



モラトリアムの実施（昭和 2.4.22付 東京朝日新聞）

大銀行への預金集中

金融恐慌ののち大規模な預貯金の移動が起こった。これは預金者が金融恐慌をきっかけに信用度によって銀行を選別するようになったために生じた現象であった。昭和元年末と翌2年末とを比較してみると、先の恐慌時に休業した銀行と地方の中小銀行の預金はそれぞれ2億3,000万円、5億8,700万円の減少となった。さらに自然増加分を加味すると、休業銀行、地方の中小銀行合わせて約10億円の預金を恐慌によって失ったと推定されている。これは昭和元年末の預金残高の約16%に相当する額であった。

一方大都市所在の7大銀行の預金は同期間中6億6,600万円増加した。このうち自然増加分を差引いた5億600万円が恐慌によって増加したと推定されている。これは元年末の預金残高の18%に相当する額であった。

さらに郵便貯金は恐慌によって3億1,700万円、また金銭信託も同じく1億7,100万円それぞれ増加した。結局休業銀行および中小銀行から引出された10億円は、その半分が7大銀行に、残りの半分が郵便貯金と金銭信託に、それぞれ預け替えされたと推定された。

またこのような大規模な預貯金の移動の結果、中央は金融緩慢、地方は金融逼迫という事態を招き、資金の偏在が強まった。

表 2-14 昭和2年の金融恐慌による預貯金の移動

(単位：百万円)

	昭和元年末	2 年 末	増 減 (Δ)	自然増加 推 定	恐慌による 増 減(Δ)
7 大 銀 行	2,769	3,435	666	160	506
その他の普通銀行 (昭和2年中に休業した銀行)	6,409	5,592	Δ 817	240	Δ 1,057
(その他の銀行)	(822)	(592)	(Δ 230)		(Δ 230)
	(5,587)	(5,000)	(Δ 587)	(240)	(Δ 827)
小 計	9,178	9,027	Δ 151	400	Δ 551
郵 便 貯 金	1,156	1,523	367	50	317
信託会社の金銭信託	439	710	271	100	171
小 計	1,595	2,233	638	150	488

資料出所 「大量国債と銀行」

注 7大銀行とは三井・三菱・安田・住友・第一・三十四・山口銀行

金解禁と経済恐慌

金融恐慌の勃発によって金解禁問題は一時棚上げとなっていたが、昭和3年に入ると、わが国とともに主要国のなかで数少ない金輸出禁止国であったフランスが金本位制に復帰したのを機に、国内においても不況打開の糸口を金解禁に求める声が一層強まった。そして翌4年7月、かねてから金解禁政策を重要施策のひとつに掲げていた民政党の浜口内閣が成立するや、わが国は急速に金解禁へと向かうことになった。

浜口内閣は成立後ただちに、財政緊縮・金解禁を政策目標とする「十大政綱」を発表し、長いあいだの懸案であった金解禁を実現する方針を明らかにした。これより井上準之助蔵相によって金解禁を準備するための諸施策が積極的に推進さ

表 2-15

金解禁から再禁止に至る諸指標

	昭和4年6月 (A)	6年11月 (B)	増減(Δ)額 (B-A)	増減(Δ)率 $\frac{B-A}{A}$ (%)
物 価 (指 数)	174.5	116.0	Δ 58.5	Δ 33.5
株 価 (指 数)	99.0	59.9	Δ 39.1	Δ 39.5
貿 易 (百万円)	336.5	175.0	Δ 161.5	Δ 48.0
生 産 (指 数)	106.8	95.5	Δ 11.3	Δ 10.6
正 貨 準 備 (百万円)	1,064.2	542.4	Δ 521.8	Δ 49.0
兌換券発行高 (百万円)	1,462.1	1,102.2	Δ 359.9	Δ 24.6
金 利 (日歩銭)	1.04	1.95	0.91	87.5

資料出所 「大量国債と銀行」

注1 昭和4年7月9日 金解禁声明

2 昭和6年12月13日 金輸出再禁止実施



金解禁の実施を決定 (昭和 4. 11. 21付 東京朝日新聞)

れ、5年1月11日ついに金解禁を断行し、わが国は13年ぶりに金本位制に復帰した。

金解禁によってわが国の経済が一時的に不況になることは当然予想されていた。そのうえ前年10月アメリカに起こった恐慌がしだいに全世界に波及し、この年ついに世界恐慌へと発展した。このため、わが国の経済は金解禁による厳しい緊縮財政下の不況と世界恐慌とが同時進行することになり、5年から6年にかけてきわめて深刻な経済恐慌へと落込んだのである。

このときの経済恐慌がいかにすさまじいものであったかは金解禁から再禁止に至る諸指標をみれば明らかである。

2 当行の合同進む——左右田・第二・横浜貿易・元町との合同

金融恐慌前後の当行

関東大震災によって甚大な被害をこうむった当行は、そののち経営体制を立直し、堅実な経営方針をつらぬきながら七十四銀行の整理遂行のため懸命の努力を続けた。しかし経営環境は震災後の慢性不況下で厳しいものがあり、当行の業容も急速な発展を望むことはできなかった。関東大震災から金融恐慌に至るまでの当行の動きを主要勘定の推移によってみるとおよそ次のとおりである。

預金は大正12年末の2,095万円から昭和元年末4,039万円となり倍増した。しかしその内容をみると、震災復興資金の流入により公金預金が約10倍伸びたのに対し、公金預金以外の預金はわずか1.5倍の伸びにとどまった。ただ同期間の地方銀行（7大銀行を除く普通銀行）全体の預金の伸び1.2倍を上回るまざまざの伸びであったといえる。

次に貸出についてみると、大正12年末の1,320万円から昭和元年末には2,955万円へと、この間約2.2倍の増加となっており、地方銀行全体の伸び1.2倍をかなり上回る好伸を示した。これは横浜における震災復興のための資金需要や、生糸市況の活況に伴う需資に積極的に応じたためとみられる。しかし昭和元年末の当行の預貸率は73.2%で、他の地方銀行が依然オーバーローンの状態を続けていたの

表 2-16

主 要 勘 定

(単位：千円)

	大正12年末	13 年 末	14 年 末	昭和元年末
預 金	20,952	24,530	32,136	40,389
(公 金 預 金)	(1,066)	(2,333)	(6,083)	(11,356)
(当 座 預 金)	(13,025)	(13,959)	(14,724)	(15,983)
(特別当座預金)	(3,519)	(4,158)	(4,866)	(5,634)
(定 期 預 金)	(3,102)	(3,731)	(5,623)	(6,576)
(そ の 他 預 金)	(240)	(349)	(840)	(840)
貸 出	13,200	17,328	22,735	29,546
有 価 証 券	8,375	8,318	7,868	8,735
コールローン	1,650	500	3,850	5,400
預 貸 率 (%)	63.0	70.6	70.7	73.2

に比べその経営は健全であった。

また有価証券については、この間ほとんど増減がないのに対し、コールローンは3倍以上の増加を示しており、この時期に当行は流動性を確保する方法として、有価証券よりはコールローンを選好したものとみられる。

また店舗は、大正13年千代崎町支店と戸部支店、さらに鶴見出張所を開設し、翌14年鶴見出張所を支店に昇格させて12本支店となった。

一方金融恐慌の導火線となった震災手形については、当行も神奈川県下の被融

当行の通帳で関東興信銀行が代払

大正15年6月東京支店では「……両行(当行および関東興信銀行)各本支店=於テ随意=預ケ入レ引出シヲ為シ得ル特殊ノ預金取扱ヲ開始」した。今日の代受代払である。関東興信銀行が湘南地方に店舗網を持つことを活用して、東京に住いがあり湘南に別荘を持つ優良先の便宜を図りつつ、その預金獲得を狙いとしたものであり、通帳発行店は東京支店に限られた。当行と関東興信銀行は、その設立当初から密接な関係にあり先行き合併が予定される間柄ではあ

ったが、本支店間にとどまらず他行とのあいだにこうした制度を設けたことは当時としては画期的なことであった。しかしその運用については相当慎重な姿勢で臨んでおり、東京支店長に対し、「御承知ノ通り危険ヲ伴フ事多々可有之予想サレ候=付之ガ取引申込者ハ充分ナル身許調査ノ上御取扱相成度為念申進候也」と通達し、また各支店に対しても支払の際は預金主任者がこれにあたるよう通達している。

表 2-17 地方銀行の主要勘定 (単位：百万円)

	大正12年末	13年末	14年末	昭和元年末
預 金	5,826	6,088	6,624	6,948
貸 出	6,445	6,729	7,216	7,434
有価証券	1,190	1,318	1,421	1,554
預貸率(%)	110.6	110.5	108.9	107.0

資料出所 「地方銀行小史」

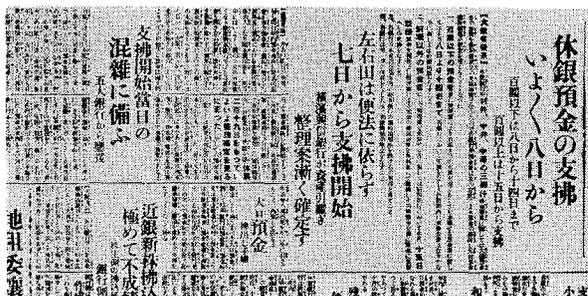
通銀行15行のうちの1行であった。しかしその再割引額は、全国的にも大口の部類に入った第二銀行や左右田銀行と異なり100万円以下の小口であり、すでに大

正13年中にその全額を決済していた。ちなみに神奈川県下の15行のうち昭和元年末までに全額決済したのは、当行と横浜貿易銀行の2行のみであり、県下諸銀行では当初の再割引額2,277万円の72%にあたる1,644万円が未決済であった。

当行はこのような早期決済によって、震災手形の固定化という事態を招かずにすみ、その後の金融恐慌を乗り越えることができた。これは設立以来の方針に基づき、貸出先を厳選して貸出の固定化を防ぐとともに、貸出先の偏りを厳にいましめてきた結果であった。しかし恐慌の間接的影響ともいべき預金の大量集中のあおりを受けて、昭和2年2月末の一般預金（公金預金および七十四銀行の預け金を除く）1,508万円は、わずか2か月のあいだにその4分の1を引出されて、4月末1,120万円へと減少した。当行はこの非常事態を日本銀行からの1,000万円の借入とコールローンの回収、貸出の手控えによって乗り切り、市内有力銀行としての地位を保った。

左右田銀行との合同

大正時代、合同の圏外にあった当行は、昭和に入って、県下銀行の合同の中心



左右田銀行の整理始まる (昭和 2.12.6付 東京朝日新聞)

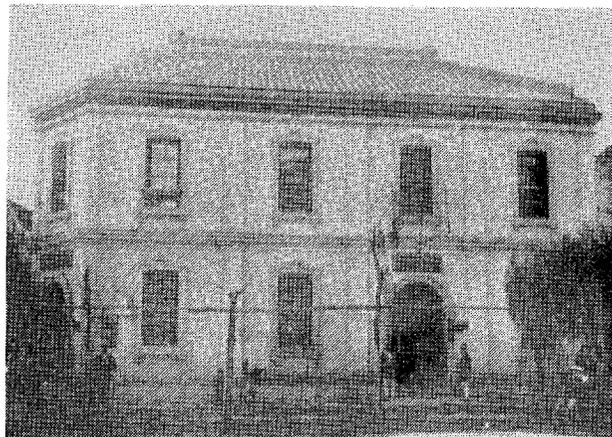
的存在となり、まず左右田銀行との合同を行なった。

左右田銀行は関東大震災当時、横浜における最大規模の普通銀行であったが、大震災で致命的な打撃をこうむり、その後も業況は回

復せず悪化の一途をたどった。さらに、多額の震災手形を所持していたことから、昭和2年3月の金融恐慌に際しては真先に取付けにあい、ついに休業のやむなきに至った。やがてその整理が問題となり、当行は日本銀行のすすめにより整理を受託することになった。これは当行が、すでに横浜における最大規模の普通銀行の地歩を築いていたこと、および七十四銀行、関東銀行の整理にすぐれた手腕を発揮した実績があることなどによるものであった。

左右田銀行の整理の概要は次のとおりであった。まず同行の資産、負債を査定した結果、純資産1,044万円に対し純負債は2,657万円で、この結果欠損見込額は1,613万円にのぼった。そこでこの欠損を補填するため、同行の重役は387万円の私財を提供すること、株主勘定の全部（払込済資本金250万円と積立金7万円）を取崩すこと、震災手形383万円とその利息15万円の債務免除を受けること、無担保債務（主として預金）のうち569万円を切捨てること、などの方法がとられることになった。一方、預金の支払については①1口100円以下の預金は全額を支払うこと、②1口100円を超える預金はその元金の5割5厘を支払い、その残額の免除を受けること、を決め、預金者の了解を求めた。

昭和2年11月18日財産引継ぎについての仮契約が結ばれ、翌12月6日左右田銀行の株主総会において前記の仮契約が承認された。このため当行はただちに左右田銀行から財産を引継ぎ、同日日本銀行から「日本銀行特別融通及損失補償法」により預金払戻資金90万円の融通を受けて、翌7日から小口預金の払戻しを開始した。さらに13日には日本銀行より補償法による特別融通990万円を受け、大口預金の払戻しを開始し、年末までにはほとんど全部の支払を終えて左右田銀行の整理を完了し、左右田銀行



左右田銀行本店（横浜商工会議所所蔵）

は翌3年5月に解散した。このように左右田銀行との合同の実態は、当行が日本銀行からの借入によって左右田銀行所有の債権と不動産を買取り、左右田銀行はそれらの売却によって得た資金をもって当行に預金の支払を委託した、というものであった。

左右田銀行から引継いだ財産のうち、一般債権（357万円）については、別口貸付勘定として従来の当行の貸付勘定とは区分して管理・回収することにし、また不動産については、当行全額出資による資本金2万円（払込資本金5,000円）の横浜地所株式会社を新たに設立し、左右田関係不動産買入資金として497万余円を融資してこれを引継いだ。なお横浜地所はのちに当行の子会社である横浜ビジネスサービスに吸収された。

銀行法の制定による合同促進

昭和3年1月に施行された銀行法は、金融恐慌後の混乱が尾を引いていた金融界、とくに地方の銀行に大きな影響を与えた。銀行法は銀行経営の健全化を図るための制約を規定したものであったが、当時最も問題となったのはいわゆる無資格銀行の動向であった。銀行法により、銀行業は資本金100万円以上の株式会社であることを原則とし、なお東京、大阪に本支店がある場合には200万円以上、人口1万人以下の地方に本店がある場合には50万円以上の資本金を必要とすることが定められたが、これによって200万円の資本金を必要とするもの80行、100万円を必要とするもの249行、50万円を必要とするもの480行の計809行が無資格銀行となった。同時に政府は、原則として単独増資を認めない方針をとり、極力合同を促進したため、これら無資格銀行は合同か廃業かの選択を迫られ、わが国金融界は本格的な銀行合同時代の幕開きを迎えたのである。

こうして地方的合同は急速に進展し、普通銀行数は昭和元年の1,420行から、7年には538行へと激減し、この間397行が合同に参加せず廃業した。神奈川県下でもこの期間に40行から16行へと減少したが、相模実業・川村・松田など11行は合同によるものであり、横浜若尾・平沼・共信など13行は廃業によるものであった。なお廃業した13行のうち8行は大正年間からすでに休業に入っていた。

資本金100万円の当行は、東京に支店があったことから一時無資格銀行となったが、このときすでに関東興信銀行（資本金100万円）との合併予定があったため、この問題には余裕を持って対処することができた。

第二銀行・横浜貿易銀行・元町銀行との合同

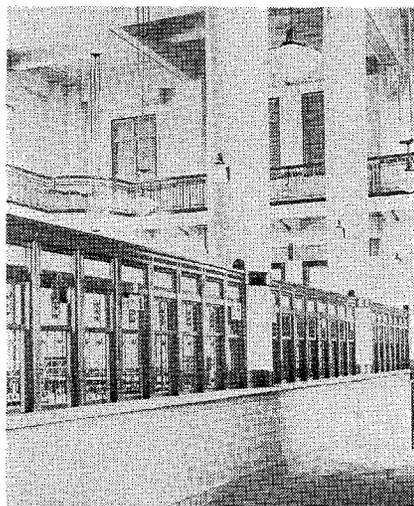
昭和3年に入ると、当行は相次いで3行との合同を実現した。4月2日に第二銀行、次いで5月14日横浜貿易銀行、さらに7月23日元町銀行とのあいだに、それぞれ合同を行なって、横浜におけるリーダーバンクの地位を確立したのである。

第二銀行は横浜為替会社をその前身とし、わが国でも最古の歴史を誇る横浜金融界の名門であり、原合名の信用をバックに堅実な経営方針をつらぬき、大正9年の金融恐慌、12年の関東大震災、昭和2年の金融恐慌という難局にも耐えて大過なかった。しかし金融恐慌を契機に機関銀行の時代は去り、さらに銀行法の施行により銀行集中の時代を迎えたことから、みずから選んで当行との合同に踏切ったのであった。

第二銀行は当行との合同に先立ち、日本銀行から「日本銀行特別融通及損失補償法」により整理資金として1,173万円を借入れて原家以外の株主から株式を買受け、また預金者に対しては希望によってその元利全部を支払った。そして残った預金約1,000万円を切捨てることなく当行に移すとともに、現金、優良債権および不動産をもって預金相当額を当行に譲渡した。

なお当行はこの合同により、第二銀行の取扱っていた神奈川県ならびに群馬県下における日本銀行代理店（横浜ほか16か店）を継承することになった。

この合同に際し、井上日本銀行総裁は昭和3年3月、次のような発表を行なった。「第二銀行は国立銀行時代の設立に



当行が引継いだ第二銀行横須賀支店内部



横浜貿易銀行との合同
(昭和 3.5.8付 横浜貿易新報)

係り原一家の経営に依り今日に至ったのであるが、原家は各種の事業に関して居る関係上同家が銀行経営に携さわることは新銀行法の本質にもそわず、また昨年末の金融恐慌の場合に苦き経験を有するを以て今回其の本支店の業務を挙げて横浜興信銀行に引継ぐことになったのである。結局、第二銀行と横浜興信銀行との合併であるが、今直ちにそういう手続きを採る事の出来ない事情があるので、其の預金貸出を引継ぐという形式を採った

次第である。」(銀行通信録)

当行は第二銀行と合同した翌5月、横浜貿易銀行の資産、負債を引継いだ。同行は明治29年の設立以来、市内の絹織物貿易商の金融機関として知られていたが、金融恐慌により打撃を受け、当行との合同に踏切ったのであった。なお、合同時の同行の公称資本金は50万円、預金、貸出金ともに100万円未満であったと推定される。

元町銀行は、横浜土着の旧家として知られ、明治2年より両替業「中屋」を営んでいた中山豊吉により明治33年設立された貯蓄銀行であった。設立時には元町貯蓄銀行と称したが、大正11年6月普通銀行に転換するとともに元町銀行と改称した。不動産金融を主体とした地元銀行であったが、やはり金融恐慌により痛手を受け、合同に踏切った。合同時の公称資本金は10万円、預金、貸出金ともに100万円未満であったと推定される。

思えば第二・左右田・横浜貿易の3行は、当行設立の際、保証銀行としてその名を連ねた9行のうちの3行であった。わずか8年後のこの立場の逆転は、この間のわが国金融界の激動を何より雄弁に物語っている。

合同による当行業容の変化

短期間に相次いだ4行との合同により当行業容は大きく変化した。

まず主要勘定についてみると、預金は昭和3年上期に前期比32%の急増を示したが、これは主に第二銀行の預金(約1,000万円)を引継いだことによるものであった。大正12年下期から昭和元年下期にかけて当行預金増加の中心となった公金預金は震災復興事業の完成に伴って流出し、昭和元年下期の1,136万円をピークに2年上期901万円、同下期617万円と減少に転じ、これにより当行は一段と一般預金の増強に取組まねばならなかった。

貸出は2年下期に前期比57%増と激増した。これは主に左右田銀行の資産を引継いだため、この結果同期は一時的に預貸率も100%を超えた。しかし3年に入ると、左右田銀行から引継いだ別口貸付金の回収、割引手形の減少などにより漸減傾向となった。

また有価証券については昭和3年上期に前期比2.4倍と大幅に増加したが、これは第二銀行所有の有価証券を継承したためと貸出の手控えによる有価証券投資の活発化によるものであった。

表 2-18 主 要 勘 定 (単位：千円)

期 末	預 金	貸 出	有価証券	コ ロ ー ン	コ ー ル ー	借 用 金
昭和2 上	36,973	24,972	10,010	4,130	1,520	0
下	36,979	39,259	10,393	0	1,150	11,539
3 上	48,774	38,786	25,379	700	5,400	10,837
下	50,237	36,820	26,830	530	3,850	12,367

表 2-19 昭和4年上期末預金高順位 (単位：百万円)

行 名	預金高						
1 安 田	704	9 川崎第百	332	17 名古屋	131	25 十二	54
2 住 友	651	10 愛 知	180	18 明 治	111	26 七十七	52
3 三 井	644	11 大阪貯蓄	177	19 芸 備	91	27 横浜興信	49
4 第 一	608	12 野 村	175	20 昭 和	81	28 三十五	49
5 三 菱	581	13 鴻 池	166	21 日本昼夜	80	29 北海道	49
6 三 十 四	402	14 十 五	154	22 第一合同	67	30 四 国	48
7 山 口	378	15 安田貯蓄	140	23 三十八	60		
8 不動貯金	364	16 川崎貯蓄	140	24 村 瀬	56		

資料出所 「全国銀行預金一覧」

さらに、当行は左右田銀行資産の引継ぎのため、日本銀行から1,000万円を超える融資を受けたことにより、2年下期からかなり多額の借入金を計上することとなった。

次に店舗についてみると、左右田銀行および第二銀行との合同により8店舗増加し、昭和3年末には20本支店を有するに至った。合同により増加した店舗は下谷・深川（東京）、長島町・斎藤分・子安・磯子（横浜）、横須賀・前橋の各支店であった。なお、左右田銀行から引継ぎ、いったんは設置することを決めた南仲通・戸部七丁目・大岡（横浜）、堀留・青山（東京）、心齋橋（大阪）、名古屋の7支店については、3年7月廃止と決定した。

こうして合同の結果、当行の店舗網は大幅に拡充され、また行員も合同各行からの引継ぎによって昭和元年末の141人から、昭和3年末には457人へと増加した。

昭和4年に発行された銀行預金の番付が残っているが、これによると当行は27番目にランクされている。上位には財閥系銀行が並んでいるが6～7位以下は現在もそのままの名称で残っている銀行はほとんどなく、昭和初期から戦時中にかけて激しい合同の歴史があったことを物語っている。

3 七十四銀行の第2次整理と当行への影響

七十四銀行および横浜貯蓄銀行の整理の進捗状況

当行が創立10周年を迎えた昭和5年12月は、第1次整理案に定めた七十四銀行の整理完了の予定月であった。

当行は設立以来、七十四および横浜貯蓄両銀行の整理遂行という当行設立の趣旨にそい、整理部を中心に全行あげて懸命の努力を続けてきたわけで、この整理完了の日を全行員が待ち望んでいた。しかし実際には予定どおりの整理完了が困難であることがしだいに明らかになってきた。

七十四銀行についてその間の動きをみると、まず預金は休業直後の4,677万円から第1次整理案による支払、債権債務の相殺、年賦返済などにより10年間に約半分の支払をすまして2,352万円に減少していた。特別借入金を除く一般の借入

金については、担保物件（有価証券、生糸等）の処分によって返済に努め、2,601万円から862万円と大幅に減少した。

また貸出金も、当行整理部が中心になって回収に努め、また一部滞貸金に移したこともあって4,850万円から851万円へと減少した。滞貸金は、担保物件処分による回収、利益金による償却、さらには大正11年下期の茂木合名会社整理完了に伴う整理分配金374万円の大部分を滞貸金の償却に充当したことなどにより、約1,000万円の減少となった。

表 2-20 七十四銀行の比較貸借対照表 (単位：千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	大正9年 上期 (A)	昭和5年 上期 (B)	(B)-(A)	科 目	大正9年 上期 (C)	昭和5年 上期 (D)	(D)-(C)
現 金	2,415	0	△ 2,415	預 金	46,768	0	△ 46,768
預 け 金	1,762	11,758	9,996	特 別 預 金	0	23,518	23,518
貸 出 金	48,497	8,510	△ 39,987	支 払 承 諾	3,568	96	△ 3,472
滞 貸 金	29,040	18,189	△ 10,851	借 入 金	26,013	8,617	△ 17,396
有 価 証 券	5,901	8,296	2,395	特 別 借 入 金	0	10,000	10,000
支 払 承 諾 見 返	3,568	96	△ 3,472	コ ー ル ・ マ ネ ー	5,780	0	△ 5,780
営 業 用 土 地 ・ 建 物 ・ 什 器	778	475	△ 1,202	借 入 有 価 証 券	2,433	0	△ 2,433
所 有 動 産 ・ 不 動 産	899			そ の 他	6,819	94	△ 6,725
そ の 他	5,191	1	△ 5,190	資 本 金 等	6,670	5,000	△ 1,670
合 計	98,051	47,325	△ 50,726	合 計	98,051	47,325	△ 50,726

表 2-21 横浜貯蓄銀行の比較貸借対照表 (単位：千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	大正9年 上期 (A)	昭和5年 上期 (B)	(B)-(A)	科 目	大正9年 上期 (C)	昭和5年 上期 (D)	(D)-(C)
払 込 未 済 資 本 金	333	28	△ 305	預 金	11,676	0	△ 11,676
貸 出 金	295	17	△ 278	特 別 預 金	0	2,538	2,538
滞 貸 金	0	5,076	5,076	特 別 借 入 金	0	6,000	6,000
有 価 証 券	847	9	△ 838	そ の 他	222	96	△ 126
預 け 金	10,539	296	△ 10,243	資 本 金 等	722	500	△ 222
特 別 預 け 金	0	3,084	3,084				
そ の 他	551	101	△ 450				
当 期 純 損 金	55	523	468				
合 計	12,620	9,134	△ 3,486	合 計	12,620	9,134	△ 3,486

一方有価証券が増加したのは、同行の回収金および利益金の運用について、当行への預け金よりは有価証券投資を選んだこと、担保有価証券を同行所有に移したことによるものであった。ただし株式については相当の償却を行なわざるをえなかった。

預け金については、昭和5年上期末に1,176万円を計上していたが、これは整理完了のための支払資金に充当されるべきものであり、この10年間の苦心の蓄積であった。なおこの預け金は全額当行の当座預金となっていたため（5年上期末で全当座預金の59%）、この取崩しは当行の資金繰りに多大の影響を与えることが予想された。

第2次整理案の成立

返済の時期が迫るにつれて、当然返済計画の作成が必要となった。当行、七十四銀行、および横浜貯蓄銀行3行の5年上期の決算をもとに、昭和5年12月26日の返済期日にただちに現金化して債務の返済に充当できる予想資金額と返済を要する債務額を算出したが、債務の返済にあてうる予想資金額は約1,500万円、一方返済を要する債務額は約3,600万円であった。すなわち2,100万円の資金不足が明らかになったのである。

原頭取以下当行の経営陣は窮地に追込まれた。政府借入金の1,600万円については、時の高橋是清蔵相の強硬な反対にもかかわらず原敬首相への請願によって借入れた経緯があり、いまさら返済猶予を願出することは忍びえなかったであろうし、一方預金者に対しても、10年間無利息で返済猶予の承諾を非常な困難をもって取りまとめたことから、これも重ねて返済猶予を願うことはできない相談であった。

しかしすべての債務を返済することは不可能な状況のなかで、どの債務を重点的に返済するかを早急に決断しなければならなかった。当行経営陣は、預金の返済に重点をおくことを決断し、政府と日本銀行に返済猶予を陳情したのである。

そのときの覚書のなかに、もし預金の返済をしなければ当行の信用は低下し原頭取、井坂副頭取に対する信頼も失われて、両名を中心とする当行の経営は困難

になるという趣旨が述べられているが、いうまでもなく当時の横浜財界の重鎮であった原、井坂の両名に代わって当行を経営しうる者はなく、当行百年の計を考えれば、信用保持のため預金支払を優先せざるをえなかったのであった。

表 2-22 要返済額と返済源資の対比 (単位：千円)

債務の返済にあてうる 予 想 資 金 額		返済を要する債務額	
種 類	金 額	種 類	金 額
預 け 金	9,400	特 別 預 金	15,472
昭和5年下期利益金	296	日本銀行借入金	5,123
当行提供予想額	2,030	政 府 借 入 金	16,000
有 価 証 券	3,273		
合 計	14,999	合 計	36,595
(不 足 予 想 額)	21,596		

預金の返済に重点をおく以上、政府借入金と日本銀行借入金については一部返済猶予を願わなければならず、当行経営陣は政府および日本銀行に対し、文字どおり忍び難きを忍び嘆願これ努めた。しかし当然のことながら政府との交渉は難航した。当時のわが国は激しい経済恐慌に見舞われ、厳しい緊縮財政下にあったため、政府の方針はきわめて強硬であったが、最終的には時の井上蔵相の決断によって1,100万円の返済猶予が認められたといわれている。

こうして昭和5年12月、ほぼ次のような第2次整理案の成立をみるに至った。

(この第2次整理案は資料に収録)

- (1) 政府借入金1,600万円のうち、500万円を返済し、残額は10年間返済猶予すること。
- (2) 一般債務1,547万円については、1,000万円を限度に支払うこととし、残額は無利子として10年後に支払うこと。
- (3) 日本銀行借入金は無利息とし、昭和6年末を第1回として毎年5万円宛10年間年賦弁済し、残額については10年後に返済計画を立てること。

第2次整理案の成立とともに、ただちに一般債務すなわち預金の支払案が作成された。

第2次整理の支払も第1次と同様、金額の少ない預金者への支払を優先するという方針がつかぬかれ、これにより大多数の預金者が全額支払を受けることができた。しかし一方全額支払の枠から外れた6万円以上の預金者43人に対し、再度

表 2-23 七十四・横浜貯蓄両行の特別預金支払予定表

種 類	人 数	口 数	預 金 額	支 払 割 合	支 払 額
6 万 円 未 満	1,109	1,390	5,627,096	全 額 払	5,627,096
6万円以上10万円未満	12	23	919,742	一人6万円支払残額延期	720,000
10万円以上15万円未満	3	16	385,677	5割～6割支払残額延期	217,000
15万円以上50万円未満	22	119	5,299,741	5割支払残額延期	2,604,513
50万円以上および特殊銀行 神 奈 川 県	5	22	2,740,583	3割支払残額延期	822,175
合 計	1,152	1,571	15,472,839	全 額 延 期	0
支 払 後 残 高	43	181	5,482,055	合 計	9,990,784

一部返済猶予を願出することは、当行の威信にもかかわり心苦しいことであったと推察される。

こうして預金者への支払優先により当行は信用低下という最悪の事態は免れたが、同時にこの第2次整理案の成立により、当行はさらに10年間七十四銀行の整理続行という重荷を背負っていくことになった。

なお、当行創立直後に原頭取が日本銀行から招いた専務取締役斎藤虎五郎は、この第2次整理の実施を見届けて昭和6年7月取締役に戻き、代わって同年10月に常務取締役に二宮兼雄、村田繁太が就任した。

当行への影響

第2次整理案に基づく支払は当行に甚大な影響を及ぼした。設立以来10年間にわたり、経費を節約して利益を確保し、無配を継続して社外流出を抑え、ひたすら内部留保に努めてきたその辛苦の結晶ともいべき法定準備金145万円と、本店新築・行員恩給などの積立金に当期利益金を加えた203万円のすべてを支払資金として提供した当行は、内部留保ゼロからの再出発を余儀なくされたのであった。さらにその影響は利益面だけにとどまらなかった。預金は七十四および横浜貯蓄両行の預け金回収により昭和5年上期の4,795万円から下期には3,369万円へと一挙に30%の減少となった。以後当行の預金は停滞を続け、5年当時の水準を回復するのに6～7年を要したのであった。

一方このような多額の預金引出しに伴い、国債約1,400万円、社債約100万円、

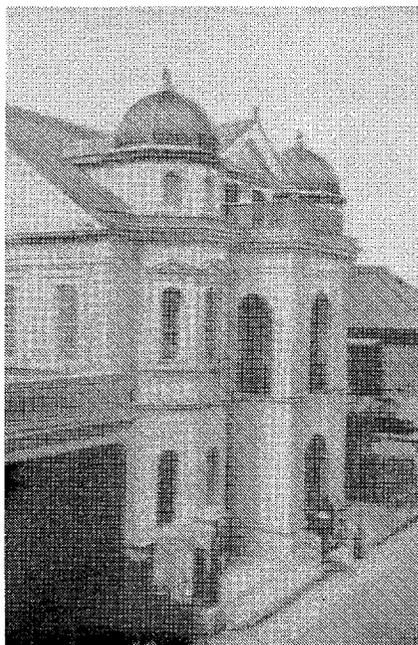
計1,500万円の有価証券を売却しなければならなかった。このため有価証券勘定は5年下期には前期の半分以下に落込んだ。

設立以来比較的順調な発展をとげてきた当行は、その設立の経緯から本来果たすべき使命を果たした結果とはいえ、この整理を境に以後しばらくのあいだ停滞を余儀なくされることになった。

横浜貯蓄銀行の解散と七十四銀行の商号変更

第2次整理案に基づく支払完了により、七十四および横浜貯蓄両行の特別預金残高は約550万円に減少し、また債権者もわずか43名となった。もはや両行併存の必要はなくなったので、昭和7年11月七十四銀行は横浜貯蓄銀行を吸収合併した。

さらに11年12月、七十四銀行は、「弊行ハ大正9年休業以来事実上銀行業務ヲ廃止致シ居リ現在ニ於テハ殆ソド銀行業務ハ完了シ徒ラニ銀行ノ名称ヲ冠セルニ過ギザル実情ニ有之最早銀行タル文字ヲ用フル商号ハ必要無之」として、大蔵省に「銀行業廃止内認可申請書」を提出した。翌12年2月に正式認可を受けて、3月3日七十四銀行は名実ともに消滅し、商号変更した七十四商事株式会社がその残務整理を続行することになった。



横浜貯蓄銀行本店

4 関東興信銀行との合併

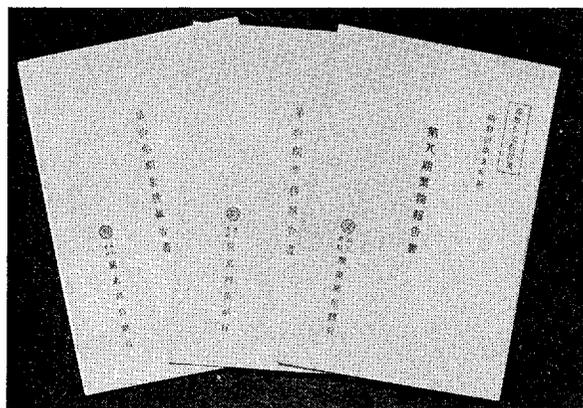
関東興信銀行は大正14年12月15日、前年末より休業に入っていた関東銀行の整理受託銀行として、資本金100万円をもって設立された銀行であった。清野神奈川県知事の委嘱により、関東銀行整理案の作成にあたった当行井坂副頭取が頭取に就任し、資金援助を行なうなど関東興信銀行と当行との関係は当初からきわめて密接なものがあつた。さらに設立に際しては、大蔵省より将来当行と合併するようとの内意があり、これに対して当行と関東興信銀行は、14年12月16日付の上申書において、適当の時期に合併する旨上申していたのである。

昭和3年1月から銀行法が施行され、設立以来資本金100万円であった当行は東京市に支店を有する（東京、下谷、深川の3支店）ため、猶予期間の昭和7年末までに資本金を200万円以上にすることが必要であった。当時大蔵省は地方的合同の促進を図る趣旨のもとに、原則として単独増資を認めない政策をとっていたから、この増資は合併によるものでなければならなかった。しかし、当行はすでに資本金100万円の関東興信銀行と適当な時期に合併することになっていたわけであり、なんら問題はなかった。

関東興信銀行は3年上期までに関東銀行の預金支払をすべて完了し、そのちも同行の整理を順調に進捗させ、またかねてから営業譲渡の契約をしていた戸塚

銀行の資産負債を昭和3年6月に引継ぎ業容の拡大を図った。

そして7年7月27日、当行とのあいだに合併にかかわる仮契約書を締結し、同年11月1日合併が実施され、関東興信銀行は解散するに至った。



関東興信銀行の営業報告書

関東興信銀行の資産負債

の引継ぎは昭和7年6月末の貸借対照表により行なわれたが、その時点の主要勘定残高は預金560万円、貸出金1,030万円、有価証券65万円であった。

七十四および横浜貯蓄両行の第2次整理により一時業容を縮小せざるをえなかった当行は、関東興信銀行との合併により資本金を倍増し、預金・貸出とも増加した。さらに10支店、6出張所を引継いだことにより28本支店、7出張所と店舗網を大幅に拡充した。

とくに注目されるのは、これまで横浜市内が中心であった当行の店舗網が三浦半島および湘南地方までひろがったことであった。

表 2-24 店舗の状況 (昭和7年末—関東興信銀行との合併後)

	既 設 店 舗	昭和3～7年の合同による増設店舗	計
横浜市内	本店, 元町, 千代崎, 長者町, 伊勢佐木町, 野毛町, 戸部, 神奈川, 鶴見, (中央市場)	長島町, 子安, 磯子, 保土ヶ谷, 斎藤分	15(1)
県央・湘南		戸塚, 腰越, 横須賀, 田浦, 浦賀, 三崎, 藤沢, 長後, (大船), (鎌倉), (西浦)	11(3)
県西		大磯, 小田原, (平塚), (二宮), (宮ノ下)	5(3)
川崎	川崎		1
県外	東京, 高崎	前橋	3
計	13(1)	22(6)	35(7)

注1 県央・湘南—横須賀市・鎌倉郡・三浦郡・高座郡・愛甲郡
 県西—平塚市・足柄上郡・足柄下郡・中郡

2 ()はうち出張所

第4節 戦時経済体制下の経営

1 統制色強まる経済と金融

高橋蔵相の登場

金解禁の実施に伴って政府は厳しい緊縮財政をとったため、昭和5～6年のわが国経済は深刻な不況下にあった。これに世界恐慌の波及も重なって、物価の下落、信用の収縮は著しく、一層深刻さを加えた。こうしたなかで6年9月満州事変が勃発し、緊縮財政はまず動揺をきたした。さらに同月、イギリスがポンド流出を支えきれず金本位制を離脱するに至って、井上蔵相の経済政策は破綻に瀕した。

そして同年末ついに若槻内閣が倒れ、これに代わった犬養内閣の蔵相としてベテランの高橋是清が登場した。この間農村は農産物の値下がりによる極端な困窮に陥り、商工業者も不況に苦しみ、救済措置を求める声が全国に広がるなど世相は不穏な様相を呈していた。

高橋蔵相は6年12月就任後ただちに金輸出を再禁止する措置を講じた。これにより、わが国の金解禁政策は終わりを告げ、これ以後わが国がふたたび金本位制に復することはなかった。

さらに高橋蔵相は、金解禁以来沈滞している産業界に活力を与えるには通貨の供給を増やす必要があるとし、事変費、農村・商工業者救済を目的とした時局匡救費などを賄うための歳入不足を公債発行によって補填してゆくという積極政策を打出した。

通貨政策と公債政策

積極的な財政政策を展開し、通貨を増発するという前提に立って、政府はまず日本銀行の発券制度の改革を行なった。昭和7年に兌換銀行券条例の改正ほか2法が公布され、日銀券の保証準備発行限度を1億2,000万円から一気に10億円に拡大するなどの措置がとられた。これはその後の財政支出の膨張に伴い、13年に

17億円、14年には22億円へと次々に拡大された。さらに16年3月公布の「兌換銀行券条例の臨時特例に関する法律」により、

(1) 正貨準備発行と保証準備発行の区分を停止し全額保証発行とする

(2) 発行限度は大蔵大臣が決める

などの改正をみて日銀券の発行限度は一層拡大されることになった。またこれによって日銀券の発行は形式的に残されていた金本位制との関連がなくなり、いわゆる完全な管理通貨制度に移行した。

一方、国債増発にあたっては次のような措置がとられた。

<日本銀行による国債の引受け> 国債発行に際して公募は行わず、すべて日本銀行と預金部の引受けとし、日銀引受けののち公開市場操作によって引受国債を市中に売却することにより通貨の調節を図ることにした。

そしてこの日銀引受けによる国債の発行制度は、終戦に至るまで続いた膨大な国債の消化にあたって踏襲された。

<低金利政策の推進> 資金需要の停滞から市中金利も低下傾向にあったが、

国債発行額と日銀引受高・売却高

表 2-25 (単位：百万円)

暦年	発行額			日銀引受高	日銀売却高
	新規	借換	総額		
昭和7	200		200	200	16
8	1,162	53	1,215	1,115	789
9	660	256	916	701	900
10	780	268	1,048	751	655
計	2,802	577	3,379	2,767	2,360

資料出所 「日本金融史資料」

注 交付公債を除く

国債の評価方法変更の背景

昭和6年下期、金輸出禁止を見越した正貨の流出と市中貸出金利の高騰が続き、反面で公社債価格が急落した。国債相場も7月の97円28銭が年末には87円13銭となり半年足らずの期間に10円以上の下落となった。このため、6年下期の決算で900万円から1,000万円を越す償却を余儀なくされた銀行もあった。

銀行経理の立場からは長期保有国債は取得原価による評価が妥当と考えられ、一方国債の大量発行にあたっては、銀行が多額の償却損を計上する事態を回避する必要があった。

こうした事情を背景に昭和7年、国債の評価方法の変更が行なわれた。

表 2-26 主要科目平均利回と利鞘 (日銀取引先普通銀行全銀行分) (単位: %)

期 中	預 金 平均利率	経費率	預金コスト	貸 出 平均利率	(利 鞘)	証券利回	(利 鞘)
昭和6下	3.72	1.39	5.11	5.52	0.41	5.51	0.40
7上	3.86	1.45	5.31	5.77	0.46	5.91	0.60
下	3.84	1.29	5.13	5.53	0.40	5.64	0.51
8上	3.59	1.21	4.80	5.47	0.67	5.54	0.74
下	3.42	1.25	4.67	5.48	0.81	5.23	0.56
9上	3.18	1.13	4.31	4.91	0.60	5.04	0.73
下	3.13	1.13	4.26	4.88	0.62	4.91	0.65
10上	3.06	1.10	4.16	4.78	0.62	4.85	0.69
下	3.11	1.08	4.19	4.82	0.63	4.74	0.55

資料出所 「日本金融史資料」

公定歩合はじめ主要金利を誘導する形で国債利率の引下げを図り、国債の発行を容易にした。公定歩合は7年11月従来の5.0%を4.5%としたのを皮切りに、8年9月からは4.0%、さらに11年5月には3.5%という低い水準にまで引下げられた。

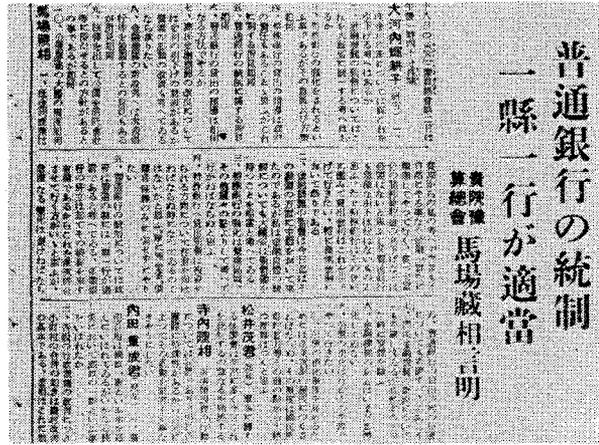
〈国債の評価方法の変更〉 当時の商法は資産の評価を時価以下とすることと定めていたが、昭和7年7月に公布された「国債の価格計算に関する法律」は国債の評価を大蔵大臣の告示する標準価格によることを認めた。この措置は国債市場の一時的低落による評価損の計上を回避するためのものであった。

馬場蔵相の積極財政

こうした国債の大幅な発行による財政政策によって、経済界は一応深刻な恐慌状態から脱した。景気がある程度回復するのを待って、高橋蔵相は国債の発行額を漸減する財政整理の方向を打出したが、膨張する軍事費を背景に強大な勢力を得た軍部を抑えつける力はすでになく、昭和11年、2・26事件の兇弾に倒れた。

その後、事件後に誕生した広田内閣の馬場鉄一蔵相によって、ふたたび積極的な戦時財政が展開されることになった。馬場蔵相は引続き低金利政策をとるとともに、積極財政の財源として国債発行のほか増税もすすめた。そして戦時下における金融統制と国債の消化を強力に推進するため、銀行の合同整理を一層促進する方針をとり、いわゆる“一県一行主義”を提唱して、地方銀行を中心に合同が一段と進むことになった。

昭和12年7月、日中戦争が勃発したため、30億円程度であった同年度の一般会計当初予算は大幅な追加となり、さらに臨時軍事特別会計分を加えて54億円を超えるものとなった。臨時議会で戦時経済体制がとられることになり、その後の財政政策は戦争遂行に追随し



一県一行主義の推進 (昭和11.5.19付 東京朝日新聞)

たかたちで執行された。戦争の拡大に伴って財政規模も急激にふくらみ、わずか3年後の昭和15年度には一般会計に軍事費を加え100億円を超える巨額な予算規模となった。

国債については、高橋財政下の通貨供給増加によって経済界の振興という主旨から完全に性格が変わり、雪だるま式に増大する戦時財政の不足を補うものとなった。発行高も12年の15億円から逐年増加して14年には50億円を突破し、16年にはさらに88億円と増えていった。一方、国をあげての貯蓄増強施策と強力な金融統制のもとで撒布された財政資金は、一応順調に還流して国債消化にあてられ、発行された国債の8割程度が市中および預金部によって消化された。

表 2-27

国債発行額と消化高

(単位：百万円，%)

暦年	発行額	引 受 高			日 銀 純売却高	消 化 高	消 化 率
		預金部	シンジ ケート	口 銀			
昭和12	1,485	250	100	1,135	529	879	59.2
13	4,331	650		3,681	3,139	3,789	87.5
14	5,282	1,380		3,902	3,329	4,709	89.2
15	6,668	1,850		4,818	3,391	5,241	78.6
16	8,782	1,690		7,092	5,676	7,366	83.9
計	26,548	5,820	100	20,628	16,064	21,984	82.8

資料出所 「日本金融史資料」

経済統制の進展

昭和8年3月に公布された「外国為替管理法」により政府は一切の外国為替取引を取締る権限を与えられたが、これが法による経済統制の始まりといわれる。

その後12年7月に始まった日中戦争が長期化の様相を呈するに伴い、生産力を拡充するために経済の全面にわたり統制を行なうことが必要となった政府は、13年春あらゆる統制上の法的基本となる「国家総動員法」を制定した。そして、これを根拠として経済統制を強化する各種の法的規制が次々に加えられていった。

すでに12年9月「臨時資金調整法」が施行され、これによって設備資金の貸出を中心に金融統制が加えられていたが、その後15年10月には国家総動員法に基づく「銀行等資金運用令」が制定され、運転資金も統制を受けることになった。こうして銀行は資金の運用面では完全に自主性を失い、インフレ克服と時局産業に資金を集中することになった。また地方銀行は国債を消化するための貯蓄増強に追われ、貯蓄銀行のような資金吸収機関と化し、一方軍需資金の供給には日本興業銀行など大銀行が連帯してあたる体制がつくられていった。

13年下期の当行営業報告書は深まりゆく経済統制にふれて「……今次聖戦遂行ノ為メ物資動員計画ヲ中心トスル統制経済政策ハ本年上期ヨリ下期ニ向ヒ急速ニ進展シ経済界ニ於テモ幾多ノ重大ナル現象ヲ生シタリ、即チ暴利取締令ノ運用ニヨル物価委員会ノ活動、物品販売価格取締規則ノ実施其他此ノ目的遂行ノ為メニスル法令諸規則ノ発布並ニ諸機関ノ新設、公定価格制ニヨル重要品目ノ急増等アリ、商取引ハ強力ナル統制ヲ加ヘラレ思惑売買ノ範囲ハ極メテ縮小サルルニ至レリ」と述べている。

満州事変前後の県内経済の動き

横浜港の貿易の柱であった生糸輸出は、昭和に入り輸出努力が実って数量は漸増したが、世界恐慌下の買控えなどで値崩れし、大正14年の一俵当たり2,007円が昭和6年には632円と3分の1以下に値下がりし、貿易額も半減した。この間横浜の生糸売込商への入荷には、原合名が積極的な集荷力を発揮し、業界トップの座を占めた。

表 2-28 3大港の貿易額 (単位:百万円, %)

暦年	全 国			横 浜 港			神戸港	大阪港
	輸 出	輸 入	計	輸 出	輸 入	計		
昭和1	2,045	2,377	4,422	760 (37.2)	640 (26.9)	1,400 (31.7)	1,733 (39.2)	699 (15.8)
6	1,147	1,236	2,383	371 (32.3)	306 (24.8)	676 (28.4)	867 (36.4)	435 (18.3)
11	2,693	2,764	5,457	678 (25.2)	687 (24.9)	1,365 (25.0)	1,929 (35.3)	1,265 (23.2)
14	3,576	2,918	6,494	951 (26.6)	929 (31.8)	1,880 (28.9)	1,614 (24.9)	1,645 (25.3)

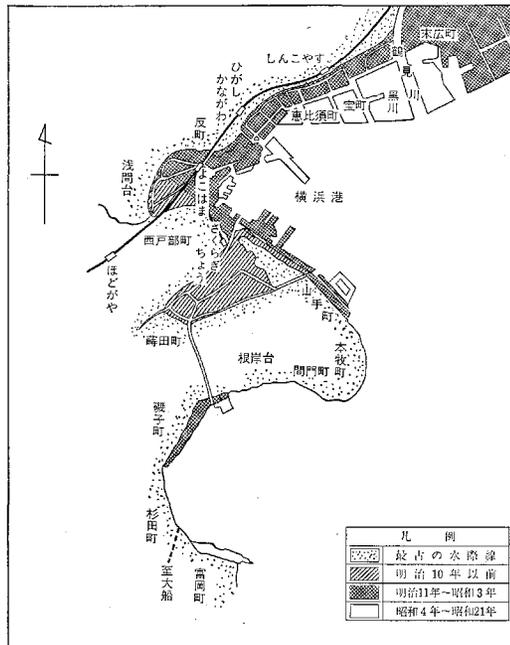
資料出所 「税関百年史」
注 ()は全国シェア

しかし横浜港の生糸貿易はこの6年の2億5,000万円をボトムとして、7年に入ると為替相場の低位安定からようやく最悪の事態を脱した。横浜港の貿易額もこのような生糸の不振を反映して昭和元年の14億円が、6年には半分以下の7億円弱に落込み、昭和元年の水準を回復するのに10年あまりを要した。これを3大港の比較でみると、大阪港の躍進が目立ち、13~14年には辛うじて横浜港がトップを占めたが、3港のシェアは30~25%のあいだで伯仲することになった。

このように貿易は停滞したが、この時期工業生産の面では京浜工業地帯を中心にかなり顕著な変化と進展が認められた。その要因のひとつに、大正末期から昭和初期にかけて行なわれた臨海地区の埋立事業の進展に伴う工場用地の大量供給があった。

この埋立事業に先鞭をつけたのは浅野総一郎であり、その造成地はやがて今日の京浜工業地帯確立のきっかけとなるものであった。彼はこの

横浜市の海岸線の埋立



埋立事業を明治末期から計画していたが、大正2年に安田善次郎、渋沢栄一や県内の有力資本家も加えて、予定工事費350万円で、川崎・鶴見地先の埋立事業を興した。この大事業はおりからの第一次世界大戦ブームに乗って組織を拡大し、東京湾埋立会社へと発展し、昭和3年にじつに15年の歳月をかけて最初の目標である504万平方メートルの埋立を完了した。つづいて鶴見川河口の83万平方メートルも6年に完了し、次々に大企業の工場用地として供給された。

ここに進出した主な企業は明治末期から昭和初期にかけて浅野系の浅野セメント・日本鋼管・浅野造船所・同製鉄所・東京湾埋立をはじめとして旭硝子・芝浦製作所・東京瓦斯・秋田木材・日本石油・昭和石油・日清製粉・東京電燈・日本電力・富士電機・三井物産・三菱合資などがあげられ、専用の接岸設備をもった大工場が林立していった。

こうした民営の埋立事業に呼応して官営の埋立事業も進展した。横浜港から東京港に至る京浜運河の開削を含め、政府・東京府・神奈川県・横浜市が相次いで大規模な埋立事業を興した。県内では関東大震災を契機に、横浜市がまず工業立市の旗印をかかげ、積極的な工場誘致を進める目的で、生麦地先に鶴見川の土砂を利用した埋立事業を興し、昭和3年から11年にかけて1,400万円の工費を投じて204万平方メートルの埋立を完成させた。一方神奈川県はこれに少し遅れて、1,396万平方メートルの埋立計画を立て、昭和12年から10年計画で多摩川河口から川崎にかけて500万平方メートルに及ぶ部分を着工した。しかし戦時体制に突

入したため、この事業は16年に138万平方メートル完成したところで中断された。横浜市の埋立地は11年までに30数社の大企業に分譲されて、ただちに工場が建設され、戦時体制を支える軍需生産に向かった。そして11年における横浜市の工業生産額4億円あま



京浜工業地帯の造成（昭和3.4.2付 横浜貿易新報）

りのうち2億円がこれら新規進出企業に負うものであった。

埋立による工場用地の大量供給のほかに、臨海部につながる内陸部でも東京より廉価に工場用地が得られたため、日産自動車・日本電気などが工場をつくり、昭和初年に相次いで操業に入った。このように京浜工業地帯は臨海のベルト地帯を中心に、軍需景気をバックに急速な成長をとげ、生産額は顕著な伸びを示した。東京府と神奈川県を京浜工業地帯とし、大阪府・兵庫県を合わせた阪神工業地帯と比較してみると、明治42年には京浜地区は全国工業生産の15%のシェアにすぎず、阪神地区は30%のシェアを占め、文字どおり日本一の規模を誇っていた。しかし京浜地区のシェアは昭和の初めには18%に達し、阪神地区のシェア低下とは

表 2-29 県下の工業 (単位：百万円, %, 千人)

暦年	全 国			神 奈 川 県			
	生産額	工場数	従業員数	生産額	(生産額 シェア)	工場数	従業員数
昭和6	5,174	63,938	1,653	243	(4.7)	932	42
7	5,982	66,810	1,725	329	(5.5)	916	44
8	7,871	71,384	1,892	444	(5.6)	1,063	51
9	9,390	79,759	2,155	554	(5.9)	1,283	65
10	10,836	84,625	2,360	703	(6.5)	1,360	74
11	12,257	90,032	2,583	808	(6.6)	1,636	90
12	16,356	105,349	2,927	1,307	(8.0)	1,783	117
13	19,667	111,663	3,204	1,677	(8.5)	1,839	150

資料出所 「工業統計50年史」

注 職工5人以上

表 2-30 横浜の工業 (単位：百万円, 人)

暦年	生 産 額					工場数	従業者数
	総額	金属工業	機械器具工業	化学工業	その他工業		
昭和6	134	13	49	20	52	430	21,841
7	164	10	38	30	86	435	25,443
8	242	23	67	48	104	477	30,366
9	278	37	109	55	77	647	36,905
10	374	49	146	87	92	699	47,625
11	449	69	164	104	112	942	47,940
12	689	111	240	178	160	1,067	64,920
13	837	166	327	204	140	1,044	77,432

資料出所 「横浜市統計書」

表 2-31 県下の商工業 (単位：百万円)

暦年	工業		商業	
	社数	払込 資本金	社数	払込 資本金
昭和5	394	122	926	232
10	598	177	1,453	258
15	828	347	1,370	252

資料出所 「神奈川県統計書」

逆にめざましい成長を記録し、15年には26%のシェアとなって、ついに阪神を抜いて日本一の座を占めるに至った。

このようにして形成された京浜工業地帯の大きな特徴は、その形成の過程から、第一に中央から進出してきた大企業

を中核とし、第二に重化学工業のウエイトの高い産業構造をもつものとなったことであった。

横浜市の工業生産額でみると、昭和6年の総額1億3,400万円のうち金属工業・機械器具工業・化学工業の3業種で8,200万円(61%)の生産額をあげたが、13年には総額は6.2倍の8億3,700万円に伸び、前記3業種で6億9,700万円(83%)となり、一層重化学工業化が進展した。川崎市の場合も同じような傾向で、12年の生産総額4億2,400万円のうち3業種で3億4,800万円(82%)のウエイトを占めた。

こうした京浜工業地帯の躍進ぶりを反映して、神奈川県下の工業会社は昭和5年の394社、払込資本金1億2,200万円が、15年には社数828社と倍増し、払込資本金は3億4,700万円と3倍近い規模に達した。一方商業会社は、昭和5年の社数926社、払込資本金2億3,200万円が、15年には戦時下の経済統制の影響をまともに受けて1,370社、払込資本金2億5,100万円と伸び悩んだ。とくに10年以降の5年間では、払込資本金の規模でみる限り商業・工業の構成はまったく逆転し、商業資本が停滞する間に経済の主導権は工業に移っていった県内経済の姿がうかがえる。

2 経営陣の交替と本店新築

満州事変後の当行の経営

世界恐慌の影響を受け経済界は萎縮し、普通銀行の経営も長いあいだ不振であった。しかし昭和6年の満州事変勃発後、積極的な財政政策が展開されてから、

金融界の様相にも少しずつ変化が見られ始めた。減少傾向にあった預金は7年以降増勢に転じたが、貸出については先行きの見通し難もあって依然需要は弱く、昭和10年に増勢に転ずるまで一貫して減少傾向が続いた。一方有価証券は7年から始まった国債の増発に伴い、この引受けを中心として徐々に比重を高めていった。また、政府の低金利政策の推進により、金利は預金、貸出ともに低下し、加えて資金需要の停滞、低利回りの国債の比重の増大もあって、収益的には依然苦しい環境が続いた。

当行の場合もほぼこれと同じような推移をたどった。7年に関東興信銀行の合併という特殊な預金増加要因があったが、これによる500万円余を調整すると、懸命の努力にもかかわらず預金はまったくの低迷状態であった。このため、人件費の節減など思い切った施策を講じたが、純益金についても伸び悩んだ。ちなみに行員数の推移をみると関東興信銀行合併によって7年末に441名と前年の367名に比べ一時的に増えたが、その後は12年の437名までむしろわずかながら減少した。これを受けて人件費も同様減少傾向を示したが、数年間昇給をストップする措置がとられるなど当時の窮状は厳しいものであった。

従業員数の推移

表 2-32 (単位：人)

年 末	従業員数
昭和 6	367
7	441
8	444
9	440
10	422
11	424
12	437
13	486

表 2-33

主要勘定比較

(単位：百万円，%)

	期 末	預 金		貸 出		有価証券	
			増 加 率		増 加 率		増 加 率
当 行	昭和7下	35	16.7	36	16.1	10	0.0
	8下	40	14.3	37	2.8	9	△ 10.0
	9下	42	5.0	36	△ 2.7	14	55.6
	10下	43	2.4	34	△ 5.6	18	28.6
普 通 銀 行	7下	8,318	0.6	6,280	△ 4.7	2,941	0.4
	8下	8,815	5.9	6,084	△ 3.1	3,325	13.1
	9下	9,438	7.1	5,933	△ 2.5	3,895	17.1
	10下	9,950	5.4	6,192	4.4	4,242	8.9

資料出所 「日本の金融統計」

原初代頭取と井坂第2代頭取

昭和10年7月26日、第30期の決算案をはかる株主総会において首脳陣の交替が行なわれた。

原頭取はその前年ごろから病を得たため、任期満了を機に相談役に退いた。第2代頭取には、原頭取を補佐して当行の設立、七十四銀行の整理という難事業を軌道に乗せた陰の功労者の井坂副頭取が就任することになり、創立以来15年間続いた原・井坂のコンビによる経営体制はここに終わりを告げた。

井坂新頭取は水戸藩の出身で、東洋汽船に入社、のちに横浜火災保険の取締役転じ、大正9年同社の社長となった。翌10年には横浜商業会議所の会頭に就任し、生粋の横浜貿易商人ではなかったが、原前頭取の信任を得て、横浜財界でも重きをなした。後任の副頭取には前年から経営に加わっていた中村房次郎取締役が昇格した。

その後相談役に退いて療養に専念していた原前頭取は、生糸貿易の前途に暗雲の漂うさなかの昭和14年8月16日、ついに不帰の客となった。享年70歳であった。事業家としてのほかに美術愛好家としてもひろく知られ、三溪と号し、その名を冠した名園三溪園を遺した。創立以来原頭取が当行に傾注した辛苦を思うとき、七十四銀行の整理が実質的に完了する翌15年の第3次整理を見届けえなかったことは惜しまれたことであった。日ごろ、原頭取は「財界には10年に一度必ず好景気がやってくる、この時に乗じて七十四銀行の整理を完遂することができる」と周囲の行員に語り、励ましていたと伝えられるが、大震災とそれに続く恐慌にさえぎられて、生前その好機はついに到来せず、当行設立の目的である七十四銀行の整理は予想に反し長期化せざるをえなかった。

生前における原頭取の多方面にわたる市政への貢献をたたえ、横浜市議会では緊急市会を招集して敬弔決議を行なった。19日の葬儀当日は、その功績にむくいる意味で、多数の参列者のため横浜・桜木町駅から久保山斎場まで市バスを臨時運転した。当時の青木横浜市長は「……原さんは無欲恬淡で公平に進まれたがこれが絶対の信用を得たものである。困難な問題があると原さんに相談したが有吉、大西の前市長も原さんの世話になったものと思われる。僕が市長に推薦され中村

房次郎氏や赤尾彦作氏から話しを受けたが、原さんが上京して懇請され市長を引受けることになった。市としては惜しいことをした。洵に哀悼に堪えない」と地元「横浜貿易新報」（神奈川新聞の前身）に談話を発表し弔意を表わした。

その後当行の経営は井坂体制が16年まで続いたが、井坂頭取は東京瓦斯の社長を兼務し在京がちの多忙な立場にあり、一方また中村副頭取も兼職のウエイトが高かった。そこで井坂頭取は、懸案の本店新築を進める重要な時期にさしかかった12年、大西一郎前横浜市長（昭和6～10年在任）を頭取代行取締役を迎えて経営の万全を期した。なお同年常務取締役二宮兼雄が辞任した。

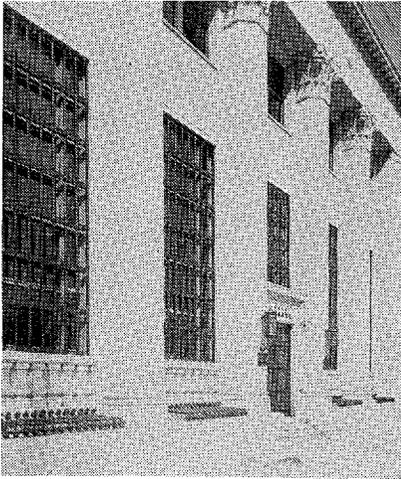
住吉町に本店新築

大正12年の関東大震災は、七十四銀行の整理という困難な任務を負ってスタートしたばかりの当行にとって仮借ない天の試練であった。当行店舗の被害も大きく、とくに本店の建物（旧七十四銀行本店）は地震後付近から発生した火災のため、付属倉庫から火が入って類焼した。

その後焼跡の弁天通4丁目角に仮店舗を急造して開業したが、罹災6年後の昭和4年11月、同じ弁天通2丁目の元横浜取引所使用の建物を買収改築して再度移転し仮本店としていた。当行としても1日も早い本店の新築を目指し、新築積立金勘定を設け、その資金の蓄積に努めてきたが、七十四銀行の第2次整理（昭和5年）にあたって他の内部留保と合わせてこの積立金を全額取崩して提供していた。七十四銀行関係の整理の遅延はこのように本店新築問題にも影をおとしていたのである。

昭和10年の春には震災復興記念と銘うって、横浜大博覧会が山下公園を会場として60日の会期で華やかに開催された。しかし一応、大震災の復興が完了したとみられるこの時点でも、まだ当行の本店新築という課題は実現していなかった。

しかし、戦時体制の長期化に伴い、建築資材の不足が告げられ始めたことから、これ以上引延ばせば当分断念せざるをえない段階となり、当行の本店新築は決断を迫られた。信用を基盤とする銀行にとってこれ以上仮住いを続けることは営業政策のうえからもマイナスであるとして、井坂・中村両首脳はじめ全行あげての



新築なった住吉町の本店

熱意によって、ようやく本店新築が実現することになったのである。

日中戦争勃発直前の12年5月、住吉町4丁目に敷地（726平方メートル）を選定し、地鎮祭が執り行なわれたのち着工の運びとなった。工事は清水組の設計施工で工費は39万円であった。硫黄の採掘事業で成功した中村副頭取にあやかって、新本店敷地内に当行の飛躍発展の願いをこめて硫黄が埋められたと伝えられる。新本店は着工したものの地盤が悪く

基礎工事で相当増し杭をし、10月まで基礎工事が終了しないと建築が許可にならないということで昼夜兼行の工事が行なわれた。日中戦争の拡大から建築資材、工事従事者が不足しがちで、着工が少しでも延びていたら完成は危ぶまれたと当時の工事関係者は述懐している。

新装なった本店は総面積2,036平方メートルの3階建てで13年11月7日から開店した。頭取以下本部42名、営業部122名の計164名が仮本店から移転し、多年の夢を叶えて希望にふくらむスタートを切った。移転当時は広くて3階などはガラガラであったといわれる。

この本店の建物は終戦間近い昭和20年5月29日の横浜大空襲で、奇蹟的に助かった。なお、戦後手狭となり24年5月に営業室吹抜けの一部に中2階を増築、さらに27年2月には4階を増築し、昭和35年まで22年間当行の本店として親しまれることになった。

本店新築前後の当行の業績

昭和12年の日中戦争後から普通銀行の預金は急速な増加をみせたが、これを都市大銀行と地方の銀行の別（金融史資料はシンジケート銀行、そのほかの普通銀行と区分しているが以下都市銀行・地方銀行と呼ぶ）でみると、都市銀行は11年ごろ

から顕著な伸びを示したが、当行は地方銀行と同様この年は4%台の伸びにとどまった。しかし昭和14~15年ごろになると預金の増加率は地方銀行のほうが良くなり、とくに当行の増加率は本店新築を機にめざましいものがあった。なかでも

表 2-34 主要勘定比較 (単位: 百万円, %)

	期 末	預 金		貸 出		有価証券	
			増 加 率		増 加 率		増 加 率
当 行	昭和11下	46	4.7	34	0.0	20	11.1
	12下	54	17.4	36	5.6	23	13.0
	13下	72	33.3	39	8.3	37	37.8
	14下	105	45.8	59	51.3	49	32.4
	15下	140	33.3	74	25.4	64	30.6
都 市 銀 行	11下	7,066	18.6	3,911	21.5	2,978	14.5
	12下	8,070	14.2	4,846	23.9	2,787	△ 6.4
	13下	10,002	23.9	5,688	17.4	3,823	37.2
	14下	13,030	30.3	7,482	31.5	4,544	18.9
	15下	15,856	21.7	9,540	27.5	5,222	14.9
地 方 銀 行	11下	3,296	4.2	2,170	—	1,621	16.5
	12下	4,282	29.9	2,866	32.1	1,858	14.6
	13下	5,070	18.4	3,027	5.6	2,300	23.8
	14下	6,763	33.4	3,670	21.2	3,246	41.1
	15下	8,533	26.2	4,013	9.3	4,401	35.6

資料出所 「日本金融史資料」

預金増強に「愛国預金」

勤儉貯蓄をすすめる当局の方針にそい、預金勧奨を強力に行なうため、昭和13年6月当行は愛国預金と銘うった預金の取扱いを開始し、21日から一週間を強調週間として県下一斉にチラシを配布してPRに努めた。その通達にいわく……

「預金勧奨ノ方法トシテ左記実行ノ事ニ相成候間此段及通知候也

1. 愛国預金来ル十一日ヨリ開始

(1)別紙ビラヲ新聞折込其他ノ方法ニヨリ

来ル十九日ヨリ市内及県下一斉ニ配布ス
……………」

この預金の特色は銀行がその資金で愛国公債を買入れるところにある、というところであり、チラシには「愛国公債御希望の方は何時にても御頒ち致します」と記してあった。



当行の13～15年の伸びは著しく、都市銀行・地方銀行を上回る伸びを続けた。

一方、貸出は当行、地方銀行とも伸びは依然鈍く、預貸率で地方銀行は15年に47.0%と5割を割込み、当行も52.8%に落ちた。これと対照的に都市銀行は積極的な融資態勢をとり、その増加率は預金を上回る伸びを示し、運用の面で地方銀行と都市銀行の違いがはっきりみられるようになった。

このように当行をはじめ地方銀行は、運用面で利鞘の少ない有価証券に依存したため収入は伸び悩んだが、預金コストの低下から収益は年々伸びていった。当行は13年ごろから業容の拡大に伴って長いあいだ抑制してきた行員数を増やし、12年の437名が15年には625名となり、人件費の増加もかさんで、当期純利益は11年下期の2万2,000円が15年下期5万7,000円に伸びたにとどまった。

3 七十四銀行の第3次整理とその結末

第3次整理案成立への努力

昭和15年12月は、七十四銀行（実際にはすでに七十四商事株式会社と改称していたが、ここでは旧名を用いることにする）の整理に最終的な結着をつけるときであった。5年12月の第2次整理から早くも10年、大正9年の第1次整理から数えればじつに20年の歳月が流れていた。

資産整理は、昭和5年の第2次整理の際にほとんど終わっており、残された資産のうち有価証券および動産・不動産を除いた諸貸付金と滞貸金の大部分は茂木関係に対する債権で、回収しうる望みはなかった。しかもこれら回収不能の諸貸付金と滞貸金が昭和14年末の総資産の77%を占め、もはやどのような努力をもっても七十四銀行が債務超過の実態から脱却することは不可能であった。

そして15年12月、七十四銀行が弁済を要する債務に対し、どの程度の返済資金を用意することができるかとの試算が、昭和14年末の資産負債をもとに行なわれた。その結果は要弁済額2,083万円に対し、支払に充当できる資金はわずかに470万円にすぎず、差引き1,613万円の資金不足となることが予想されるに至った。七十四銀行の整理案の骨子はおのずから明らかであった。すなわち、①一般預金者に

についてはこの際債務の返済を完結すること、②日本銀行借入金については債務免除を請願すること、③政府借入金については支払期限の延期を願うとともに、具体的な年賦弁済計画を立てること、の3点であった。

井坂頭取以下当行首脳陣はこの際一般預金者の債務は是が非でも完済したいとの固い決意をもって10月、

窮状を詳細にしたための理由書を添付した請願書を関係各方面に提出し、第2次整理の時と同様、政府および日本銀行への請願に努めた。

第3次整理案の成立とそれによる支払の実行

これに対し、政府および日本銀行は当行の窮状を察してその整理方針を了承するに至り、15年末、七十四銀行の整理にかかわる第3次整理案が成立した。その概要はおよそ次のとおりであった。(第3次整理案とそれに添付された理由書は資料に収録)

- (1) 個人の預金者に対しては今回未払残額の全額を支払うこと。
- (2) 政府からの借入金残額1,100万円については、このうち約200万円を昭和20年12月までに七十四銀行の資産処分により逐次内入返済すること、また残額の約900万円については日本銀行の援助金および当行の提供金により年賦返済すること。
- (3) 日本銀行からの借入金残額429万円については、昭和15年12月に5万円の内入弁済をなし残額は債務免除願うこと。

この第3次整理案に基づきただちに一般債権者への支払を実施することになっ

表 2-35 要返済額と返済源資の対比 (単位：千円)

債務の返済にあてうる 予 想 資 金 額		返済を要する債務額	
種 類	金 額	種 類	金 額
預 け 金	288	特別預金(一般債務)	5,538
社 債	796	借 入 金(日 銀)	4,290
株 式	3,160	特別借入金(政 府)	11,000
什 器	12		
回収可能見込債権	100		
昭和15年末の当行 提供予想金額	340		
合 計	4,696	合 計	20,828
(不足予想額)	16,132		

注 七十四銀行は上記の資産のほか有価証券2,232千円、諸貸付金3,152千円、滞貸金18,170千円、動産不動産566千円、合計24,120千円の資産を貸借対照表上資産として計上していたが、このうち資産価値があるとみられるものは200万円程度であった。

表 2-36 債権者の承諾状況 (単位：円)

支払方法	人数	債権額	支払額
3分の1払い	5	1,077,216	359,072
2分の1払い	1	321,699	160,849
7割2分払い	1	138,767	99,912
8割払い	20	1,981,638	1,585,310
全額払い(個人名義)	13	547,629	547,629
合計	40	4,066,949	2,752,772

た。個人預金者分55万円は全額支払うため問題がなかったが、法人分449万円および神奈川県50万円に対しては、個々の債権者との話し合いにより3分の1払い、2分の1払い、およびそのほかの比率による一部支払のうえ、残額免除を交渉するという方法がとられることになり、またしても債権の一部放棄を懇請し、その承諾を得なければならなかった。苦労を重ねながら逐次承諾書を取りまとめた結果、昭和15年12月26日第3次支払開始日における承諾状況は上の表のとおりとなった。

総債権者45名のうち支払条件を承諾した者40名、その債権額は407万円、支払額は275万円であった。一方これ以外に未承諾者が5名(債権総額147万円)おり、このなかには神奈川県(債権額50万円)も含まれていた。このため当行は神奈川県をはじめ未承諾者との交渉を継続し、最終的には神奈川県が翌16年12月5日県議会の議決により7割5分の放棄を決めるまで約1年を要したのである。

第3次整理の最終結果は下表のとおりとなった。

このようにして3次にわたる整理案の遂行により、当初の一般債権者の債権総額約3,100万円に対し約2,900万円を弁済することができたのである。じつに20年間という長い歳月をかけて債権をほとんど切捨てることなく(切捨率7%)、わけても個人預金者には元金の全額を弁済した(ただし利息については免除を受けた)わけで、これはわが国の数多い銀行整理のなかでもきわめて特異なケース

表 2-37 第3次整理の最終状況(昭和16年12月) (単位：円)

債権者別	債権額	支払額	放棄額
法人	4,487,143	2,955,037	1,532,106
個人	547,629	547,629	0
第2次未払分	3,257	3,257	0
神奈川県	500,000	125,000	375,000
合計	5,538,029	3,630,923	1,907,106

であった。そして、このために払った当行の労苦は多大なものであった。

七十四銀行の結末と当行の最終処理

昭和15年中に当行は第3次整理の支払資金として145万円を七十四銀行に融資したが、この穴埋めとして翌16年1月、日本銀行から特別に営業運用資金200万円の借入を行なった。そして、さらに同年9月には、同じく日本銀行から1,700万円の特別融通を受けることになった。これは、①すでに七十四銀行の整理が実質的には完了しているにもかかわらず、政府借入金を長期間にわたって年賦返済するため、「特別借入金」として存続させることは政府、当行双方にとって適当ではない、②七十四銀行の整理、県下諸銀行との合同によって生じた当行の負担を軽減することにより、県下における戦時金融の円滑化を図る、という日本銀行の配慮に基づくものであった。

これにより、当行は日本銀行から年利1%で1,700万円を借入れ、この資金で年利3.5%の国債を購入し、これを借入金の担保に差入れる一方、この年利2.5%の差益をもって七十四銀行に対する貸付金を無利息に改めた。同時に当行は手持ちの国債を売却して政府借入金を完済するとともに、七十四銀行に対する特別貸付金は証書貸付に振替えた。このため昭和16年下期には当行の貸借対照表からも七十四銀行整理にかかわる勘定科目は消滅し、当行はその整理受託銀行としての任務を一応完了するに至った。

この結果、七十四銀行の整理にかかわる当行の負債は、日本銀行借入金の1,900万円だけとなった。なお、これについては戦後の22年1月1,700万円を、25年5月に200万円をそれぞれ返済して、ようやく七十四銀行関係の整理をすべて完了することになった。

一方、七十四商事株式会社は第3次整理後清算に入り、昭和22年、第3次整理案に基づいて債務免除を請願していた日本銀行借入金424万円につきその承認を受けたことから、同金額を清算益金として滞貸金償却に充当し、その他若干の資産処分をあわせて行ない、最後に残った外部負債は当行からの借入金598万円のみとなった。そして当行がこの債務免除を認めたことにより、23年3月2日、同社は清算終了総会を開いて清算を終了し、明治11年以來の波瀾に富んだその歴史の幕を閉じたのである。